

ニュージーランド
特許規則
2020年2月13日公布

目次

- 規則 1 名称
- 規則 2 施行
- 規則 3 解釈
- 規則 3A 経過, 保留及び関連規定
- 規則 4 適用

第 1 部 序

第 1 章 手数料及び科料

総則

- 規則 5 手数料及び科料の額
- 規則 6 手数料及び科料の納付の時期
- 規則 7 手数料及び科料の納付の方式

維持手数料及び更新手数料

- 規則 8 維持手数料及び更新手数料の納付期限が到来する時期
- 規則 9 維持手数料を納付しなければならない期間
- 規則 10 更新手数料を納付しなければならない期間
- 規則 11 維持手数料及び更新手数料の納付証明書

超過クレーム手数料

- 規則 11A 超過クレーム手数料

第 2 章 様式及び書類

事件管理機能の使用

- 規則 12 一定の情報又は書類は事件管理機能を通して電子的に与えなければならない
- 規則 13 事件管理機能は一定の目的で所定の電子的提供方法である
- 規則 14 事件管理機能の最初の使用時に与えなければならない情報
- 規則 15 法律又は規則に基づくすべての情報又は書類の提出時に特許出願又は特許の番号を与えなければならない
- 規則 16 情報又は書類は代替提供方法により提出することができる
- 規則 17 電子書類

提出

規則 18 部数

規則 19 書類は適正な様式で受領された時に提出される

規則 20 就業日に受領されない場合における書類の提出日

書類の要件

規則 21 書類は英語又はマオリ語表記でなければならない

規則 22 署名

完全明細書の要件

規則 23 完全明細書の様式及び大きさ

規則 24 完全明細書のページ番号付け

規則 25 テキスト

完全明細書における図面の要件

規則 26 図面の様式及び大きさ

規則 27 図面の配置

規則 28 図面の作成

規則 29 説明事項

規則 30 変更

規則 31 線図の作成

完全明細書における用語及び記号の要件

規則 32 用語及び記号

要約書

規則 33 要約書の様式及び内容

第 3 章 宛先

規則 34 送達宛先を届け出なければならない

規則 35 通信宛先を届け出なければならない

規則 36 宛先の変更を通知しなければならない

規則 37 宛先の十分性

第 4 章 代理人

規則 38 代理人は規則の適用上本人に代わって行為することができる

規則 39 長官は代理人に通知することができる

規則 40 長官は一定の場合において本人に対し委任状を長官に提出するよう要求することができる

規則 41 長官は一定の者を代理人として認めることを拒絶しなければならない

規則 42 長官はある者を代理人として認めることの拒絶を通知しなければならない

- 規則 43 権限の取消又は変更についての長官への通知
- 規則 44 代理人は権限の取消について通知することができる

第 5 章 解釈

- 規則 45 特定の博覧会

第 2 部 特許性を有する発明及び特許権

- 規則 46 法律第 19 条に基づく特許の方式
- 規則 47 法律第 26 条(1)に基づく共同所有者への指示を求める請求
- 規則 48 法律第 26 条(3)に基づく共同所有者への指示を求める請求
- 規則 49 法律第 28 条に基づく紛争の裁定を求める請求

第 3 部 特許取得の方法及びその他の事項

第 1 章 特許出願及び明細書

特許出願

- 規則 50 特許出願
- 規則 51 日付の繰下を求める請求
- 規則 52 分割出願
- 規則 53 人格代表者は特許を受ける権利を確立しなければならない

明細書

- 規則 54 仮明細書の要件
- 規則 55 完全明細書の要件
- 規則 56 完全明細書の提出期間の延長
- 規則 57 同種出願
- 規則 58 受理前の完全明細書の補正

微生物の寄託要件

- 規則 59 微生物の寄託要件
- 規則 60 寄託要件は一定の事情において満たされたものとして扱われる

第 2 章 PCT 出願

国内段階への移行前の PCT 出願

- 規則 61 完全明細書の一部となる書類の補正
- 規則 62 法律第 51 条及び第 52 条についての指定の期限

国内段階への移行時の PCT 出願

- 規則 63 国内段階への移行を求める申請

- 規則 64 PCT 出願の審査請求
- 規則 65 要求される書類の英語翻訳文

国際出願及び PCT 出願に係る手数料

- 規則 66 国際出願及び PCT 出願について納付すべき手数料
- 規則 67 信託基金

第 3 章 パリ条約出願

- 規則 68 条約出願人は条約出願を行うことができる
- 規則 69 条約特許出願
- 規則 70 条約出願の裏付けとなる証拠

第 4 章 それ以外の特許取得の方法及びその他の事項

審査

- 規則 71 特許出願の審査請求を行う方法
- 規則 72 長官が出願人に対し特許出願の審査を請求するよう指示することができる理由
- 規則 73 出願人に対し審査を請求するよう指示することができる期間
- 規則 74 何人も長官に対し指示を与えるよう要求することができる方法
- 規則 75 長官は出願の手続を進めることを拒絶し又は出願若しくは明細書を補正するよう要求することができる
- 規則 76 出願は審査請求が行われた順序で審査しなければならない
- 規則 77 審査は順序によらず繰り上げることができる
- 規則 78 長官が出願の手続を進めることを拒絶した場合等に出願人が行為しなければならない最終期限
- 規則 79 調査結果を長官に通知する義務

受理及び公開

- 規則 80 受理のために出願を整えるための期間
- 規則 81 受理前に権限の通知を提出する方法
- 規則 82 完全明細書の受理
- 規則 83 出願人は長官に対し受理を延期するよう請求することができる
- 規則 84 出願人の請求後の完全明細書が公衆の閲覧に供されている旨の告示
- 規則 85 公衆の閲覧に供される書類
- 規則 86 公衆の閲覧に供される PCT 出願書類

受理後の明細書の補正

- 規則 87 長官の許可を得た受理後の明細書の補正
- 規則 88 長官は完全明細書を補正する許可を求める請求を検討しなければならない
- 規則 89 提案された補正に対する異議申立書の要件

第三者による主張

規則 90 新規性及び進歩性に関する第三者による主張

規則 91 長官が法律第 90 条に基づく主張についての通知を検討し、処理しなければならない方法

特許付与に対する異議申立

規則 92 異議申立書に含めなければならない事項

規則 93 異議申立書を提出することができる期間

規則 94 異議申立書に対する答弁書

受理後の再審査

規則 95 再審査請求

規則 96 長官は再審査請求について通知しなければならない

規則 97 再審査報告書及び完全明細書の補正

特許付与

規則 98 特許付与を延期することができる事情

規則 99 法律第 105 条に基づく特許の訂正

追加特許

規則 100 追加特許出願

規則 101 長官は改良又は変形に係る特許を取り消し、追加特許を付与することができる

特許の取消

規則 102 特許の取消を求める長官への申請

規則 103 申請に対する答弁書及び特許の取消の証拠

規則 104 特許の取消を求める申請に対する答弁書が提出されない場合における手続

規則 105 特許の取消を求める申請の拒絶

特許の放棄

規則 106 特許の放棄の申出についての通知

規則 107 特許の放棄に対する異議申立

規則 108 特許権者は答弁書を提出しなければならない

規則 109 証拠の提出

失効した特許の回復

規則 110 失効した特許を回復する請求を行うことができる方法

規則 111 特許の回復を求める請求を行うことができる時期

規則 112 特許の回復に対する異議申立

規則 113 特許権者は答弁書を提出しなければならない

規則 114 証拠の提出

規則 115 長官が失効した特許を回復した場合における発明を利用する者の保護

特許出願の回復

規則 116 無効の又は放棄された特許出願の回復を求める請求

規則 117 出願の回復を求める請求を行うことができる時期

規則 118 特許出願の回復に対する異議申立

規則 119 出願人は答弁書を提出しなければならない

規則 120 証拠の提出

規則 121 長官が特許出願を回復した場合における発明を利用する者の保護

雑則

規則 122 法律第 129 条に基づく指示を求める請求

規則 123 法律第 131 条に基づく指示を求める請求

第 4 部 侵害, その他の特許の手續及び特許所有権に影響を与える事項

譲渡, ライセンス及びその他の特許における権利の登録

規則 124 法律第 165 条に基づく申請

遺言検認書又は遺産管理状なしでの特許及び特許出願の帰属

規則 125 遺言検認書又は遺産管理状なしで特許又は特許出願を帰属させる申請

特許, 明細書及び特許登録簿における発明者の掲記

規則 126 発明者として掲記すべき旨の法律第 190 条(1)に基づく請求又は主張

規則 127 発明者の掲記に関する法律第 193 条(1)に基づく証明書を求める申請

第 5 部 法律第 5 部における管理及びその他の雑則

第 1 章 特許登録簿及び特許及び特許出願に関するその他の情報

特許登録簿

規則 128 特許登録簿は特許付与を記録しなければならない

規則 129 特許登録簿に記入しなければならないその他の特許情報

規則 130 更新手数料の納付は特許登録簿に記入しなければならない

特許登録簿の調査及び特許情報の取得

規則 131 特許登録簿の調査

規則 132 請求することができる特許又は特許出願に関する情報

規則 133 特許情報及び認証謄本の請求を行わなければならない方法

特許登録簿及びその他の公式書類の変更

- 規則 134 特許登録簿の記入事項を変更する請求
- 規則 135 特許登録簿の記入事項に係る裁判所命令について通知しなければならない
- 規則 136 特許登録簿等における他人の誤記を訂正する申請
- 規則 137 提案された訂正に対する異議申立
- 規則 138 申請人は答弁書を提出しなければならない
- 規則 139 証拠の提出
- 規則 140 長官の職権による訂正に対する異議申立
- 規則 141 特許登録簿を更正する裁判所への申請についての通知
- 規則 142 特許登録簿を更正する裁判所の命令についての通知

公報及びその他の刊行物

- 規則 143 公告しなければならない特許出願の細目

第 2 章 雑則

証拠

- 規則 144 証拠の様式

書類の補正

- 規則 145 書類の補正

期限の延長

- 規則 146 法律第 231 条に基づく期限の延長の申請及び承認の要件
- 規則 147 例外的な事情において期限を延長する長官の一般的権限
- 規則 148 他の規則に基づいて延長を請求する権限が消尽していなければならない

雑則

- 規則 149 例外的な事情において要件を免除する長官の権限
- 規則 150 特許出願及び明細書の要件を一時的に免除する権限
- 規則 151 一定の記録の維持

第 6 部 長官に対する手続及び証拠の要件

この部が適用される手続

- 規則 152 この部の適用

手続において提出される書類

- 規則 153 手続において提出される書類に含めなければならない追加情報

長官の裁量権の行使前の聴聞

- 規則 154 長官の裁量権の行使前の聴聞

事件の処理

- 規則 155 長官は当事者に対し事件処理会議に出席するよう要求することができる
- 規則 156 長官は指示を与えることができる
- 規則 157 当事者は長官の指示を遵守しなければならない
- 規則 158 長官の指示の不遵守

手続の停止

- 規則 159 長官は手続を停止することができる

手続の併合

- 規則 160 長官は手続を併合することができる

手続における期限の延長

- 規則 161 長官は手続における期限を延長することができる

証拠

- 規則 162 証拠は提出された事項に制限される

手続及び証拠の要件

- 規則 163 長官の使用のための書類の提供
- 規則 164 書類を提出する当事者は相手方当事者に書類の写しを送付しなければならない
- 規則 165 期限後の証拠提出
- 規則 166 期限後に証拠を提出する許可を求める申請
- 規則 167 期限後に主たる証拠の提出が許可された場合に応答証拠を提出する権利
- 規則 168 他の手続からの証拠

聴聞

- 規則 169 聴聞の方式
- 規則 170 長官は聴聞の方式等を決定することができる
- 規則 171 出頭による聴聞についての通知
- 規則 172 聴聞手数料
- 規則 173 出頭による聴聞の場所
- 規則 174 出頭による聴聞の実施

費用

- 規則 175 費用

第7部 経過規定

- 規則 176 1954年特許規則の改正
- 規則 177 対応する事項への法定言及に関する経過規定

附則 1 AA 経過、保留及び関連規定(略)

附則 手数料及び科料

規則 1 名称

本規則は、2014 年特許規則である。

規則 2 施行

本規則は、2014 年 9 月 13 日から施行する。

規則 3 解釈

(1) 本規則において、文脈上別異の解釈を必要としない限り、下記解釈とする。

「法律」とは、2013 年特許法を意味する。

「送達宛先」とは、ニュージーランド又はオーストラリアにおける次の宛先の何れかを意味する。

(a) 郵便宛先

(b) 私書箱又は書類交換箱

「代理人」とは、次の者を意味する。

(a) 特許弁護士又は(法廷弁護士又は事務弁護士が法律又は本規則に基づく事項において実務を行う権限を有する限りにおいて)法廷弁護士若しくは事務弁護士である者、及び

(b) その者の本人(X)により、本規則に従う手続において X のために行為し又は本規則に基づいて X に代わって措置をとる権限を与えられた者

「周年日」とは、維持手数料又は更新手数料に関して規則 8 に記載する意味を有する。

「事件管理機能」とは、長官のウェブサイト又はウェブサービスを通してアクセスすることができる事件管理機能を意味する。

「確認証明書」とは、次の陳述書を意味する。

(a) 陳述書が関連する書類が、陳述書に署名する者が知る限りにおいて、添付書類の真正、かつ、完全な翻訳文である旨を記載し、かつ、

(b) 日付が付され、署名されたもの

「通信宛先」とは、事件管理機能から通信を受領することができる電子アドレスを意味する。

「図面」は、線図、フローシート、ダイヤグラム、写真及びその他のデジタル画像を含む。

「手数料」とは、法律又は本規則に基づいて納付すべき手数料又は料金を意味する。

「与える」とは、

(a) 交付し、供給し、提示し、提供し、提出し、送付し、送達し又はその他の方法により与えることを意味し、かつ、

(b) 長官が与える情報又は書類に関しては、当該情報又は書類を、事件管理機能を通して関係人がアクセスできるようにすることを含む。

「情報又は書類」は、法律第 229 条(6)と同一の意味を有する。

「国内段階」とは、出願人が特許協力条約第 22 条(1)又は第 39 条(1)(a)に基づく出願人の義務(認証済翻訳文を提出する義務以外)を果たした時に開始する期間を意味する。

「手続」とは、法律又は本規則に基づく手続を意味する。

「認証済翻訳文」とは、認証証明書を添付した添付書類の英語への翻訳文を意味する。

「就業日」とは、週に属する日であって、次に掲げる日以外のものを意味する。

(a) 土曜日、日曜日、聖金曜日、復活祭翌月曜日、アンザック・デー、君主誕生日、レイバー・デー及びワイタンギ・デー、

- (b) ウェリントン記念日,
 - (c) 何れかの年の12月25日に開始し, 翌年の1月2日に終わる期間に属する日,
 - (d) 何れかの年の1月1日が金曜日に当たる場合は, 次の月曜日,
 - (e) 何れかの年の1月1日が土曜日又は日曜日に当たる場合は, 次の月曜日及び火曜日, 及び
 - (f) ワイタンギ・デー又はアンザック・デーが土曜日又は日曜日に当たる場合は, 次の月曜日
- (2) 本規則において使用される例は, 次の性格を有する。
- (a) 例は, それが関連する規定を例示するものにすぎず, 当該規定を限定するものではない。
 - (b) 例とそれが関連する規定とが矛盾する場合, 規定が優先する。

規則 3A 経過, 保留及び関連規定

附則 1AA に定められた経過, 保留及び関連規定は, それぞれの条件に従って効力を持つ。

規則 4 適用

- (1) 本規則は, 法律に基づくすべての事項に適用される。
- (2) 疑義を避けるために, 本規則は, 国内段階に移行した後の PCT 出願に適用される。

第1部 序

第1章 手数料及び科料

総則

規則5 手数料及び科料の額

- (1) 附則に記載する手数料及び科料を、同附則に記載する事項に関して納付すべきである。
- (2) 手数料及び科料は、商品・サービス税を含まない。

規則6 手数料及び科料の納付の時期

- (1) 手数料及び科料(超過クレーム手数料以外)は、手数料又は科料を納付すべき申請若しくは請求を行う時点で又は通知を行い若しくは情報若しくは書類を提出する時に納付しなければならない。ただし、他の時点での納付について長官が認める取極めがなされた場合はこの限りでない。
- (2) 規則11Aの超過クレーム料の納付は、長官が出願者に納付通知の後に行う。

規則7 手数料及び科料の納付の方式

手数料及び科料は、電子的手段により納付しなければならない。

維持手数料及び更新手数料

規則8 維持手数料及び更新手数料の納付期限が到来する時期

- (1) 完全明細書の提出日の第4周年日及びその後の各周年日(周年日)に、維持手数料又は更新手数料の納付期限が到来する。
- (2) 維持手数料は、特許が付与される日前に生じる各周年日に納付期限が到来する。
- (3) 更新手数料は、特許が付与された日以後に生じる第19周年日までの各周年日に納付期限が到来する。

例

Mが2016年5月1日に完全明細書を提出した。

最初の維持手数料は、2020年5月1日に納付期限が到来し、その後特許が付与されるまでの毎年5月1日に納付期限が到来する。

最初の更新手数料は、特許が付与された後の最初の5月1日に納付期限が到来し、その後第19周年日までの毎年5月1日に納付期限が到来する。

規則9 維持手数料を納付しなければならない期間

- (1) 法律第35条(1)に基づく維持手数料を納付しなければならない所定の期間は、次の期間である。
 - (a) 当該周年日の終了時に終わる3月の各期間、及び
 - (b) 当該期間内に手数料が納付されない場合は、(a)における期間の終了時に始まる6月の更

なる期間

(2) 納付期限が到来する周年日前に納付された維持手数料は、特許が当該周年日前に付与された場合は、更新手数料として扱わなければならない。

例

M が 2017 年 5 月 1 日に完全明細書を提出した。

最初の維持手数料は、2021 年 5 月 1 日に納付期限が到来する。当該最初の維持手数料は、2021 年 2 月 1 日から 2021 年 11 月 1 日までに納付しなければならない。

M が 2 月 1 日から 5 月 1 日までに各年の維持手数料を納付する場合、手数料は 200 ドルである。

M が 5 月 2 日から 11 月 1 日までに各年の維持手数料を納付する場合、手数料は 300 ドルである(附則 1 参照)。

M が何れかの年の 5 月 1 日までに維持手数料を納付しない場合、長官は、特許付与を延期することができる(規則 98(a) 参照)。M が何れかの年の 11 月 1 日までに維持手数料を納付しない場合、M の特許出願は、法律第 35 条(2)に基づいて放棄されたものとして扱われる。

M が何れかの年の 2 月 1 日から 4 月 30 日までに維持手数料を納付し、M の特許が 5 月 1 日前に付与された場合、当該維持手数料は、当該周年日の更新手数料として扱われる。

M の特許が 2023 年 1 月 25 日まで付与されている場合、M の最後の維持手数料は、2022 年 11 月 1 日までに納付しなければならない。

規則 10 更新手数料を納付しなければならない期間

法律第 20 条(2)に基づく更新手数料を納付しなければならない所定の期間は、当該周年日の終了時に終わる 3 月の各期間である。

例

M が 2016 年 5 月 1 日に完全明細書を提出し、M の特許が 2022 年 1 月 25 日に付与された。最初の更新手数料は、2022 年 5 月 1 日に納付期限が到来する。

その後第 19 周年日までの毎年、M は、2 月 1 日から 5 月 1 日までに更新手数料を納付しなければならない。

M は、料金の納付をもって、法律第 21 条に基づく更新手数料を納付するための期間の延長を請求することができる(附則参照)。

M が 5 月 1 日までに(又は延長期間の終了までに)納付しない場合、M の特許は、法律第 20 条(2)に基づいて失効する。

最後の更新手数料は、2035 年 5 月 1 日に納付期限が到来する。

規則 11 維持手数料及び更新手数料の納付証明書

維持手数料又は更新手数料を受領した後、長官は、(場合に応じて)出願人又は特許権者に次の事項を明記した証明書を発行しなければならない。

- (a) 場合により、特許出願又は特許の番号、
- (b) 手数料が納付された日付、
- (c) 納付された手数料及び料金の額、及び

(d) 手数料が納付された期間

超過クレーム手数料

規則 11A 超過クレーム手数料

(1) この規則は、下記に適用される。

(a) 出願人は、法第 64 条に基づいて、特許出願及び当該出願に係る完全明細書の審査を請求する。

(b) 長官は法第 74 条に基づいて明細書を受理する。

(c) 法第 64 条に基づく請求と明細書の受理の間のいつでも、明細書には同時に 30 以上をクレームすることができる。

(2) 出願者は、審査の超過クレーム手数料を支払わなければならない。

(3) 明細書を受理した後、長官は以下を行う-

(a) 超過クレーム手数料の納付を出願者に通知する。

(b) 手数料の額を決定する。

(c) 特許の付与は、手数料の納付まで延期されることを出願人に通知する。

(4) ただし、長官は、以下の場合、超過クレーム手数料を免除又は出願者の要求に基づき返還する。

(a) 出願者が出願を取り下げる、

(b) 当該規則又は法に基づき出願は、放棄されたものとみなす、

(c) 法第 92 条の特許付与に対する異議申立があり、長官の決定又は審決により、最終的に、特許の付与が否決される、又は

(d) 法第 98 条に基づき長官が特許の付与を拒絶。

(5) 法第 128 条の命令により出願が回復した場合、(4) (b) に基づく放棄又は返還は適用されない（出願者は、返還された超過クレーム手数料を再納付しなければならない）。

(6) 当規則では、明細書には法第 40 条の補正された明細書を含む。

例

法第 64 条に基づき、J は特許出願および完全明細書の審査を請求する。請求時点で完全明細書は 28 のクレームを含む。

J は、審査の前に、法第 40 条に基づいて完全明細書を 2 回補正した。最初の補正では 2 つのクレームを削除し、2 回目の補正では 12 のクレームを追加した。完全明細書には 38 のクレームを含むことになる。

完全明細書は法第 65 条に基づいて審査され、審査結果は J に通知された。

この通知に応じて、J は 3 つのクレームを削除することにより完全明細書を補正し、法第 73 条に基づく権利の通知を提出。

35 のクレームを含む補正された完全明細書は、法第 74 条に基づいて受理された。

超過クレーム手数料のクレームの数は 38 である。J が支払う超過クレーム手数料は\$ 240

(30 番目のクレームに対し\$ 120, 35 番目のクレームに対し\$ 120 : スケジュール 1 の第 1 部参照)。

長官は、J に対し \$ 240 の超過クレーム手数料納付を通知し、特許の付与は納付の後まで延期されることを助言する。

J が、法第 35 条の特許維持手数料を納付せず、J の特許出願が、当該条に基づいて放棄されたものとみなされる場合、超過クレーム手数料は免除される。

J は、法第 125 条に基づき、J の特許出願の回復を長官に請求する。J の請求は受理され、長官は、J が未払いの特許維持手数料の納付期間を延長する。J は特許維持手数料を納付する。

J は、特許が付与される前に超過クレーム手数料を支払わなければならない（規則 98 参照）。

第2章 様式及び書類

事件管理機能の使用

規則 12 一定の情報又は書類は事件管理機能を通して電子的に与えなければならない

(1) 法律又は本規則により長官に又は長官が所定の方法により与えることが要求される情報又は書類は、次のとおり与えなければならない。

- (a) 事件管理機能を通して、かつ、
 - (b) 長官により承認された種類のファイル形式により
- (2) 事件管理機能を使用して与えられるものは、次のとおり受領されたものとして扱わなければならない。
- (a) 長官により、事件管理機能を通して長官が情報又は書類にアクセスできるようになった時に、又は
 - (b) 長官以外の者により、事件管理機能を通してその者が情報又は書類にアクセスできる旨を、長官がその者の通信宛先にあててその者に通知した時に
- (3) 長官に限り、事件管理機能を使用して、情報又は書類を長官以外の者に与えることができる。

規則 13 事件管理機能は一定の目的で所定の電子的提供方法である

事件管理機能は、

- (a) 法律第 229 条(2)及び(3)(a)の適用上の所定の電子的提供方法であり、
- (b) 法律第 233 条(1)(c)の適用上の所定の電子的提供方法でなく、及び
- (c) (事件管理機能により提供される限りにおいて)長官との通信を実施すべき方法を含め、法律第 243 条に記載する事項(例えば、特許出願、明細書及び書類)を処理し又はその手続を進めるべき所定の方法である。

規則 14 事件管理機能の最初の使用時に与えなければならない情報

事件管理機能を通してある事項に関して最初に情報又は書類が長官に提出される時に、事件管理機能が要求する限りにおいて、次の情報を長官に与えなければならない。

- (a) 情報若しくは書類を提出する者又は自己に代わって情報若しくは書類が提出される者(例えば、出願人又は異議申立人)(その者)の完全名称、
- (b) 規則 34 により要求される場合は、その者の送達宛先、
- (c) その者の通信宛先、及び
- (d) 代理人がその者のために行為している又は行為する場合は、その者の代理人の名称

規則 15 法律又は規則に基づくすべての情報又は書類の提出時に特許出願又は特許の番号を与えなければならない

法律又は本規則に基づいて長官に提出されるすべての情報又は書類は、当該情報又は書類が提出される申請、請求、主張、異議申立その他の事項の対象である特許出願又は特許の番号(ある場合)を含み又はその番号とともに提出しなければならない。

規則 16 情報又は書類は代替提供方法により提出することができる

(1) 規則 12 に拘らず、ある者がやむを得ない例外的な事情のために事件管理機能にアクセスすることができないことに長官が納得した場合は、長官は、情報又は書類を(2)に掲げる代替提供方法により長官に提出することを認めることができる。

(2) 「代替提供方法」とは、次の方法の 1 以上による提供を意味する。

- (a) 本人が直接
- (b) 郵便
- (c) 宅配便
- (d) 電子メール
- (e) ファックス

(3) 法律第 233 条における通知の送達に関して適用される同一の規則が、郵便、電子メール又はファックスによる情報及び書類の提出に適用される。

規則 17 電子書類

疑義を避けるために、書類が書面によらなければならない旨の本規則における要件は、当該書類が 2017 年契約・商事法第 222 条を遵守している場合に満たされる。

提出

規則 18 部数

(1) 長官は、提出される情報又は書類の追加の写しを要求することができる。

(2) (1)における要求は、電子的に提出される 1 以上の書類を書面で又は異なる形式により提出することの要求を含むことができる。

規則 19 書類は適正な様式で受領された時に提出される

(1) 書類は、適正な様式で受領された時に提出される。

(2) 書類は、次の場合に限り、適正な様式である。

- (a) 判読可能である、かつ、
- (c) 所定の手数料又は科料(ある場合)が添えられている

規則 20 就業日に受領されない場合における書類の提出日

書類が就業日でない日に受領された場合、当該書類は、翌就業日に提出されたものとして扱われる。

書類の要件

規則 21 書類は英語又はマオリ語表記でなければならない

(1) 提出されるすべての書類は、英語又はマオリ語表記でなければならない。

(2) ただし、

(a) マオリ語表記の書類を提出する者は、長官が要求する場合は、長官が指定する期間内に認証済翻訳文を提出しなければならない、かつ、

(b) 何人も、そうすることが必要な場合は、英語又はマオリ語表記でない書類を提出することができる。ただし、当該書類に認証済翻訳文を添付する場合に限る。

規則 22 署名

(1) 次の場合は、書類には、本規則の適用上次のとおり署名しなければならない。

(a) パートナシップの場合は、書類は、次のとおりでなければならない。

(i) 現在のパートナーの一覧が提出されていない限り、すべてのパートナーの完全名称を含むこと、及び

(ii) 有資格のパートナー又は署名する権限を有することに長官が納得するその他の者が署名すること

(b) 法人の場合は、書類には、署名する権限を有することに長官が納得する取締役又は上級管理職が署名しなければならない。

(c) 非法人団体の場合は、書類には、正当な資格を有すると長官が考える者が署名することができる。

(2) 疑義を避けるために、書類には、2017年契約・商事法第226条に従って署名することができる。

完全明細書の要件

規則 23 完全明細書の様式及び大きさ

(1) 提出される図面を除くすべての完全明細書及び完全明細書の写しは、次のとおりでなければならない。

(a) 白色の背景上に黒色のテキストを使用すること、及び

(b) A4判の用紙に判読可能に印刷することができること

(2) 図面を除くすべての完全明細書の最小余白は、A4判の用紙に印刷した場合、次のとおりである。

(a) 上部：2.0cm

(b) 左側：2.5cm

(c) 右側：2.0cm

(d) 下部：2.0cm

(3) 完全明細書のすべての余白は、完全明細書が提出される時に空白でなければならない。

(4) ただし、完全明細書が行番号を含む場合、その番号は、左側余白の右半分に表示しなければならない。

規則 24 完全明細書のページ番号付け

(1) 完全明細書の各ページには、アラビア数字で連続した番号を付さなければならない。

(2) ページ番号は、各ページの上部又は下部にしなければならない。

(3) 長官は、長官が指定する完全明細書又は完全明細書の補正されたページの新たな写しを請求することができる。

(4) (3)に基づいて長官が請求を行った場合、出願人は、必要であれば補正されたページの番号を付け替え、補正された完全明細書の写しを長官に提出しなければならない。

規則 25 テキスト

(1) 図式記号及び文字並びに化学式又は数式は、手書きで記載又は図示することができる。ただし、次のことを条件とする。

- (a) 明確に記載又は図示すること、及び
 - (b) 縮尺及び明瞭性は、原寸の3分の2の線形縮尺により、すべての細部を容易に識別することができるように複製することができること
- (2) 図面を除く各完全明細書のすべてのページのテキストは、A4判の用紙に印刷した場合に行間1.5行を使用しなければならない。
- (3) 図面を除く各完全明細書におけるテキストの大きさは、大文字がA4判の用紙に印刷した場合に少なくとも高さ0.28cmでなければならない。

完全明細書における図面の要件

規則 26 図面の様式及び大きさ

- (1) 図面は、白色の背景上に作成し、かつ、A4判の用紙に印刷することができなければならない。
- (2) 図面の各ページの最小余白は、A4判の用紙に印刷した場合、次のとおりである。
- (a) 上部：2.5cm
 - (b) 左側：2.5cm
 - (c) 右側：1.5cm
 - (d) 下部：1.0cm
- (3) すべての余白は、図面が提出される時に空白でなければならない。

規則 27 図面の配置

- (1) 必要以上の数のページを図面に使用してはならない。
- (2) ページ数とは無関係に、図面には、アラビア数字又はローマ数字で連続した番号を付さなければならない。かつ、可能な限り番号順に配置しなければならない。
- (3) 1ページに2以上の図面が含まれる場合、それらの図面は、十分なスペースで分離して区別できるようにしなければならない。
- (4) 例外的に大きな図面は、後続のページに続けて描くことができる。
- (5) 2以上のページに描かれた図面が事実上1つの完全な図面を構成する場合、それらの図面は、完全な図面を他の図面の何れの部分も隠すことなく組み立てることができるように配置しなければならない。

規則 28 図面の作成

すべての図面は、次の要件を遵守しなければならない。

- (a) 各図面の各要素は、異なる比率を使用することが図面の明確性を保証するために必要である場合を除き、当該図面の他の各要素に対して適正な比率でなければならない。
- (b) 図面の縮尺は、発明を明確に示すのに十分な大きさをなければならない。製品はこの目的を遂行するものに限り表示することができる。

(c) 図面の縮尺及び明瞭性は、原寸の3分の2の線形縮尺により、すべての細部を容易に識別することができるように複製することができること。

(d) 縮尺を与える場合は、これを言葉で示すのではなく図式で示さなければならず、また、図面に寸法を付してはならない。

(e) 図面に表示するすべての数字、文字及び参照線は、明確かつ簡潔なものでなければならず、括弧、円及び引用符は、数字及び文字とともに使用してはならない。

(f) 実行可能な場合は、図面は、ページの上下に対して垂直な位置で表示しなければならないが、そのような位置で示すことができない場合は、図面の上部がページの左側になるように横向きに配置しなければならない。

(g) 特定の場合における長官の特別の指示に従うことを条件として、

(i) 参照文字及び数字並びに参照文字又は数字に関連して使用される指示文字及び数字は、太く明瞭であり、A4判の用紙に印刷した場合に高さ0.32cm以上でなければならず、

(ii) 同一部分の異なる図には同一の文字又は数字を使用しなければならず、かつ、

(iii) 参照文字又は数字が言及された部分の外に示される場合は、細線で当該部分と結ばなければならない。

(h) 図面上の文字は、ローマ字又は慣習となっている場合は、ギリシャ文字を使用しなければならない。

(i) 図面において使用される参照符号は、明細書において言及されなければならない。

規則 29 説明事項

(1) 図面には説明事項を表示してはならないが、フローシートの性質を帯びた図面には、発明を実施する上で使用する材料及び発生する化学反応その他の反応又は処置を示す説明事項を付することができる。

(2) 多数の器具又は製品のユニット及び機械的か電気的かを問わないそれらの接続を示す図面には、当該器具若しくはユニット又はそれらの接続を特定するために必要な限りにおいて、説明事項を付することができる。ただし、当該器具又はユニットが記号的にのみ示されることを条件とする。

(3) 説明事項は黒色でなければならず、文字は、A4判の用紙に印刷した場合に高さ0.4cm以上でなければならない。

(4) 化学構造式若しくは数式、記号又は方程式以外の図面又はスケッチは、明細書の説明又はクレームに表示してはならない。

規則 30 変更

(1) すべての図面は、

(a) 合理的な範囲を超えて消し跡、写真複写の跡及び複写又は複製の過程により生じるその他の人為効果があってはならず、かつ、

(b) 変更、重ね書き及び行間挿入があってはならない。

(2) 長官は、図面が次のとおりであることに長官が納得した場合は、(1)を遵守していない図面を受理することができる。

(a) 真正であること、及び

(b) 質の低下なしに複製することができること

規則 31 線図の作成

線図は、フローシート及びダイアグラムを含め、次の要件を遵守しなければならない。

- (a) 各線は、耐久性があり、十分な濃度を有し、均一の太さでなければならず、かつ、明瞭な線及び筆法を有さなければならない。
- (b) 切断面の線、効果線及び影線は、可能な限り少なくしなければならず、かつ、接近させてはならない。
- (c) 影線は、図面の普通線と比べて極端に太くしてはならない。
- (d) 切断面は、参照符号及び引出し線の可読性を妨げない平行斜線により表示しなければならない。
- (e) 影は、べた黒で示してはならない。

完全明細書における用語及び記号の要件

規則 32 用語及び記号

完全明細書において、

- (a) 記述の単位は、メートル法用語で表さなければならず又は最初に他の用語で表す場合は、メートル法用語でも表さなければならない。
- (b) 温度は、摂氏で表さなければならず又は最初に他の方法により表す場合は、摂氏でも表さなければならない。
- (c) 計量単位を表示するためには、国際慣行の規則に従わなければならない。
- (d) 化学式においては、一般に使用されている記号、原子量及び分子式を使用しなければならない。
- (e) その他の用語、記号及び符号は、完全明細書が主に関連する技術分野において一般に採用されているものを使用しなければならない。
- (f) 完全明細書が英語表記である場合、小数部分の始まりは、ピリオドにより示さなければならない。
- (g) 単位、記号、符号及びその他の用語は、一貫して使用しなければならない。

要約書

規則 33 要約書の様式及び内容

- (1) 要約書は、次のものから構成されなければならない。
 - (a) 明細書、クレーム及び図面に含まれる完全明細書の開示の概要、及び
 - (b) 該当する場合は、特許出願に含まれるすべての化学式のうち発明の特徴を最もよく表す化学式
- (2) (1) (a) に関する概要は、次のとおりでなければならない。
 - (a) 発明の属する技術分野を表示すること、及び
 - (b) 技術的課題、発明による技術的課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を明確に理解することができるように記載されること
- (3) 要約書は、完全明細書の開示が可能である限り簡潔でなければならない。

(4) 要約書は、クレームされている発明の利点若しくは価値の主張又はその思惑的な利用に関する陳述を含んではならない。

第3章 宛先

規則 34 送達宛先を届け出なければならない

(1) 次の者は、その者がある事項に関して最初に情報又は書類を長官に提出する時に、送達宛先を長官に届け出なければならない。

- (a) 出願人
- (b) 特許権者
- (c) 代理人
- (d) 手続の当事者又は生じ得る手続の当事者となることを意図する者

(2) 宛先が異なる 2 以上の者の名義による長官との通信の目的で、長官は、1 の送達宛先を届け出るよう要求することができる。

規則 35 通信宛先を届け出なければならない

(1) 何人も、その者がある事項に関して最初に情報又は書類を長官に提出する時に、通信宛先を長官に通知しなければならない。

(2) 宛先が異なる 2 以上の者の名義による長官との通信の目的で、長官は、1 の通信宛先を届け出るよう要求することができる。

規則 36 宛先の変更を通知しなければならない

(1) 送達宛先又は通信宛先を長官に届け出る者は、当該宛先が変更された場合は、宛先の変更について、変更が生じた後可能な限り速やかに長官に通知しなければならない。

(2) 代理人の宛先が変更された場合、代理人は、宛先の変更について、変更が生じた後可能な限り速やかに長官に通知しなければならない。

規則 37 宛先の十分性

本規則に基づいて長官に届け出る宛先は、長官が当該宛先にあてて名宛人に連絡をとることができるよう十分に詳細でなければならない。

第4章 代理人

規則 38 代理人は規則の適用上本人に代わって行為することができる

(1) 代理人の権限の範囲に従うことを条件として、代理人は、本規則に従う手続において代理人の本人(X)のために行為し又は本規則に基づいて X に代わって(書類の署名を含む)措置をとることができる。

(2) ただし、長官は、何れの場合にも、本規則の適用上署名しなければならない書類に、代理人ではなく本人が署名することを要求することができる。

規則 39 長官は代理人に通知することができる

(1) 長官は、ある者に書類若しくは通知を与え又は通信すべき旨の本規則に基づく要件を、その者の代理人に書類若しくは通知を与え又は通信することにより満たす。

(2) (1)は、代理人の本人により提出された委任状が(1)に定める事項の何れかについて代理人の権限を明白に除外している限りにおいて、適用されない。

規則 40 長官は一定の場合において本人に対し委任状を長官に提出するよう要求することができる

(1) 本条規則は、次の場合に適用される。

(a) 長官が通信において自己を本人(X)の代理人(A)と称する者から通信を受領し、かつ、当該通信の時点で、長官が(3)における要件を遵守する A に関する委任状を有さない場合、又は
(b) 長官が(3)における要件を遵守する代理人に関する委任状を有し、かつ、X が新たな代理人(A)を指名した旨の通知を長官が受領した場合

(2) 長官は X に対し、指定の期間内に、A に関する委任状を提出するよう要求することができる。

(3) 委任状は、次のとおりでなければならない。

(a) 代理人ではなく X が署名すること、及び

(b) 次の情報を含むこと

(i) A の名称及び送達宛先、

(ii) A が特定の特許又は特許出願に関して行為する権限を与えられている場合は、当該特許又は特許出願の番号、及び

(iii) X に代わって行為する A の権限に関する限定についての陳述

(4) (2)において、

(a) 「指定の期間」とは、長官が(2)に基づいて与える要求において指定する期間を意味し、かつ、

(b) 指定の期間は、長官が(1)にいう通信を受領した日から1月以上でなければならない。

規則 41 長官は一定の者を代理人として認めることを拒絶しなければならない

長官は、ニュージーランド又はオーストラリアにおいて居住せず、事業も営んでいない者を、手続に関する代理人として認めることを拒絶しなければならない。

規則 42 長官はある者を代理人として認めることの拒絶を通知しなければならない

ある者が代理人として行為する権限を有さないことを長官が知った場合、長官は、可能な限り速やかにその者及びその者の本人に通知しなければならない。

規則 43 権限の取消又は変更についての長官への通知

(1) 本人(X)は、X の代理人(A)の権限の取消又は変更についての通知書を可能な限り速やかに長官に提出しなければならない。

(2) 当該通知は、次のとおりでなければならない。

(a) 代理人ではなく X が署名すること、及び

(b) (3)に記載する情報を含むこと

(3) 当該通知は、次の情報を含まなければならない。

(a) X の名称及び送達宛先

(b) A の名称

(c) A が特定の特許又は特許出願に関して行為する権限を与えられている場合は、当該特許又は特許出願の番号

(d) A の権限が取り消された場合は、その旨の陳述

(e) A の権限が変更された場合は、次の事項を記載した陳述

(i) 権限の変更、及び

(ii) A が継続して権限を有する事項

(4) 代理人の権限の取消又は変更についての長官への通知は、次のときに有効となる。

(a) 本条規則を遵守している場合、かつ、

(b) 長官により受領された時

規則 44 代理人は権限の取消について通知することができる

(1) 本人(X)の代理人(A)は、X の代理人としての A の権限の取消についての通知書を長官に提出することができる。

(2) 当該通知は、A が署名し、かつ、規則 43(3)(a)から(d)までに記載する情報を含まなければならない。

(3) 代理人の権限の取消についての長官への通知は、次のときに有効となる。

(a) 本条規則を遵守している場合、かつ、

(b) 長官により受領された時

第5章 解釈

規則 45 特定の博覧会

- (1) 博覧会の責任者は、長官に対し、当該博覧会を法律第9条(2)に基づく国際又は産業博覧会であると宣言するよう請求することができる。
- (2) 当該請求は、博覧会の開始日前に行い、かつ、次の事項を含まなければならない。
 - (a) 博覧会が開催される日付、及び
 - (b) 博覧会の名称及び場所

第2部 特許性を有する発明及び特許権

規則46 法律第19条に基づく特許の方式

法律第19条(5)の適用上の所定の情報は、次のとおりである。

- (a) 特許権者の名称,
- (b) 発明の名称,
- (c) 特許の日付及び番号, 及び
- (d) 特許が追加特許である場合は, 追加特許である旨の陳述及び主発明について付与された特許の番号

規則47 法律第26条(1)に基づく共同所有者への指示を求める請求

- (1) 法律第26条(1)に基づく指示を求める請求は, その者が依拠する事実及び求める指示を記載した陳述を含まなければならない。
- (2) 請求を行う者は, 当該請求の写しを当該特許の他の各特許権者に与えなければならない。
- (3) 長官は, その後の手続に関して, 特許権者に聴聞を受ける合理的な機会を与えるべき旨の法律第27条における要件に合致する指示を与えることができる。

規則48 法律第26条(3)に基づく共同所有者への指示を求める請求

- (1) 法律第26条(3)に基づく指示を求める請求は, 次の事項を含まなければならない。
 - (a) 不履行の者の名称,
 - (b) 法律第26条(1)に基づいて長官が指示を与えた日付, 及び
 - (c) その者が依拠する事実及び求める指示を記載した陳述
- (2) 請求を行う者は, 当該請求の写しを不履行の者に与えなければならない。
- (3) 長官は, その後の手続に関して, 不履行の者に聴聞を受ける合理的な機会を与えるべき旨の法律第27条における要件に合致する指示を与えることができる。

規則49 法律第28条に基づく紛争の裁定を求める請求

- (1) 発明又は発明に関して付与された若しくは付与される特許における権利に関する紛争を裁定する法律第28条(2)に基づく当事者(申請人)による請求は,
 - (a) 紛争の相手当事者(以後, 相手当事者という)の名称及び宛先を含まなければならない, かつ,
 - (b) 申請人が署名しなければならない, かつ,
 - (c) 申請人が依拠する紛争の事実及び求める救済を記載した事件陳述書を添付しなければならない。
- (2) 長官は, 当該請求及び事件陳述書の写しを相手当事者に与えなければならない。
- (3) 相手当事者は, 当該請求及び事件陳述書の写しを受領した後2月以内に, 求める救済に対する申請人の権利について相手当事者が争う理由を記載した反対陳述書を提出しなければならない。
- (4) 申請人は, 反対陳述書の写しを受領した後2月以内に, 自己の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。
- (5) 相手当事者は, 申請人の証拠の写しを受領した後2月以内に又は申請人が証拠を提出し

ない場合は、申請人の証拠が提出されたであろう期間の満了後 2 月以内に、自己の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。

(6) 申請人は、相手当事者の証拠の写しを受領した後 1 月以内に、厳格に応答する事項に限定された証拠を提出することができる。

(7) (8) 及び(9)は、相手当事者が(3)による所定の期間内に反対陳述書を提出しなかった場合に適用される。

(8) 申請人は、相手当事者が反対陳述書を提出すべき期限の後 2 月以内に、自己の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。

(9) 長官は、当該請求について、当該請求及び当該請求の裏付けとして提出された証拠を検討した後に決定することができる。

第3部 特許取得の方法及びその他の事項

第1章 特許出願及び明細書

特許出願

規則50 特許出願

- (1) 特許出願を行うための所定の方法は、次のとおりである。
- (a) 出願は、第1部に従って行わなければならない、かつ、
 - (b) 出願は、次の情報を含み又は添付しなければならない。
 - (i) 各出願人の氏名及び宛先、
 - (ii) 各出願人の国籍又は主たる事業の所在地、
 - (iii) 出願の対象である発明の名称、
 - (iv) 各発明者の氏名及び宛先、及び
 - (v) 出願に完全明細書を添付する場合は、要約書
- (2) 出願人の氏名、宛先、国籍又は主たる事業の所在地が通知したものから変更された場合、出願人は、当該変更について、変更が生じた後可能な限り速やかに長官に通知しなければならない。

規則51 日付の繰下を求める請求

法律第33条に基づく出願の日付を繰り下げる請求は、出願人が出願の日付の繰下を請求する日付を含まなければならない。

規則52 分割出願

- (1) 出願人が法律第34条に基づく分割出願を行う場合、出願人は、当該出願が第34条の意味における分割出願である旨を記載し、かつ、親出願の出願番号を与えなければならない。
- (2) 長官が分割出願又は当該出願に係る完全明細書(又は双方)に、より早い提出日を付与するよう指示することを求める請求は、次のとおりでなければならない。
- (a) 分割出願の提出時に行うこと、及び
 - (b) 分割出願又は完全明細書(又は双方)について請求されるより早い提出日を明記すること

規則53 人格代表者は特許を受ける権利を確立しなければならない

- (1) 本条規則は、条約出願以外の特許出願が、死亡した者の人格代表者又は死亡した者の人格代表者の譲受人により行われ、何れの場合も死亡した者が当該特許出願に関する被指名者であったであろう場合に適用される。
- (2) 死亡した者の遺言検認書若しくは死亡した者の遺産管理状又は遺言検認書若しくは遺産管理状の公式な写しを長官に提出しなければならない。
- (3) 本条規則は、長官が法律第167条に基づいて遺言検認書及び遺産管理状を免除した場合は適用されない。

明細書

規則 54 仮明細書の要件

法律第 38 条に基づく各仮明細書は、

- (a) 本規則第 1 部に従わなければならない、かつ、
- (b) 最初のページに出願の対象である発明の名称を含まなければならない。

規則 55 完全明細書の要件

法律第 39 条に基づく各完全明細書は、

- (a) 本規則第 1 部に従わなければならない、かつ、
- (b) 最初のページに出願の対象である発明の名称を含まなければならない。

規則 56 完全明細書の提出期間の延長

法律第 37 条(2) (b) の適用上の所定の延長期間は、特許出願の提出日から 15 月である。

例

K が仮明細書を添付して 2016 年 2 月 1 日に特許出願を提出した。

K は、2017 年 2 月 1 日までに又は K が期間の延長も請求した場合は 2017 年 5 月 1 日までに、完全明細書を提出しなければならない。

規則 57 同種出願

(1) 本条規則は、2 以上の完全明細書(先の明細書)が提出されている 2 以上の特許出願に関して、法律第 37 条(4) (b) に基づいて 1 の完全明細書の手続を進めることを長官が許可した場合に適用される。

(2) 当該 1 の完全明細書は、

- (a) 先の明細書の何れかに開示された事項を含むことができ、かつ、
- (b) 先の明細書における出願において又は関連して、クレームを裏付ける当該 1 の完全明細書に開示されたすべての事項が長官が開示された最先の日以後の長官が指示する日に提出されたものとして扱われる。

規則 58 受理前の完全明細書の補正

法律第 40 条に基づく受理前の完全明細書の補正は、次の事項を含まなければならない。

- (a) 出願人が当該補正を行う理由、
- (b) 補正後の表示どおりの提案された完全明細書の写し、
- (c) 補正を明確に示した完全明細書の修正ページの写し、及び
- (d) 提案された補正の各々を裏付ける原完全明細書の特定の部分を記載した陳述

微生物の寄託要件

規則 59 微生物の寄託要件

(1) 法律第 43 条(1) (b) の適用上の所定の期間は、法律第 65 条に基づく最初の審査報告書の発行の日から 12 月である。

(2) 法律第 43 条(2)の適用上の受領証の所定の様式は、ブダペスト規則の規則 7 に基づく所定の寄託機関が発行した受領証の写しであり、当該受領証が英語表記でない場合は、出願人は、当該受領証の認証済翻訳文を提出しなければならない。

(3) 本条規則において、「ブダペスト規則」とは、

(a) ブダペスト条約に基づいて制定された規則を意味し、かつ、

(b) 同規則に随時加えられる修正を含む。

規則 60 寄託要件は一定の事情において満たされたものとして扱われる

法律第 44 条(2) (b) の適用上の所定の規定は、必要な変更を加えて、法律第 128 条の適用上の規則 121 による所定の規定と同一である。

第2章 PCT 出願

国内段階への移行前の PCT 出願

規則 61 完全明細書の一部となる書類の補正

法律第 50 条(3)(b)の適用上の所定の期限は、国際出願に付与された最先の優先日から 22 月である。

規則 62 法律第 51 条及び第 52 条についての指定の期限

法律第 51 条(1)(d)及び(e)並びに第 52 条(1)(b)の適用上の所定の期限は、国際出願に付与された最先の優先日から 31 月である。

国内段階への移行時の PCT 出願

規則 63 国内段階への移行を求める申請

- (1) 国内段階への移行を求める申請には、国際出願番号を添えなければならない。
- (2) 法律第 52 条(1)(d)の適用上の所定の書類は、完全明細書及び国際段階の間に完全明細書に加えるよう提案された補正書である。

規則 64 PCT 出願の審査請求

PCT 出願に関する法律第 52 条(2)(a)に基づく審査請求は、次の事項を含まなければならない。

- (a) 法律第 52 条(1)におけるすべての要件が満たされる前に出願人が当該請求を行う理由、及び
- (b) それらの理由の裏付けとなる証拠

規則 65 要求される書類の英語翻訳文

(1) PCT 出願の一部となる書類が英語以外の言語で提出されている場合、出願人は、国内段階の開始日から 3 月以内に、当該書類の認証済翻訳文を提出しなければならない。

(2) ただし、長官は、長官が適切と考える条件により、その期間を 2 月までの期間延長することができる。

(3) 長官は、(1)に基づく認証済翻訳文を提出するための期間が満了している場合にも、(2)に基づく延長を認めることができる。

国際出願及び PCT 出願に係る手数料

規則 66 国際出願及び PCT 出願について納付すべき手数料

(1) 附則第 2 部は、国際出願又は PCT 出願に関して納付しなければならない一定の手数料の額を記載している。

(2) 手数料は、商品・サービス税を含まない。

規則 67 信託基金

(1) 国際事務局又は国際調査機関に代わって長官が徴収するすべての手数料は、それらの機関の利益のために設立され、1989年財政法第7部に従って運営される信託基金に払い込まなければならない。

(2) 信託基金の受託者として行為する長官は、国際事務局及び国際調査機関への手数料の返還及び送金を含め、特許協力条約の適用上、信託された金銭を支出することができる。

第3章 パリ条約出願

規則 68 条約出願人は条約出願を行うことができる

法律第 53 条(4)の適用上の所定の期間は、条約出願人に対し法律第 53 条(3)(c)にいう書類(基礎出願を含む)の何れか又はすべての写しを提出するよう要求する通知書を、長官が条約出願人に与えた日から 2 月である。

規則 69 条約特許出願

条約出願を行うための所定の方法及び法律第 54 条(2)(a)に基づいて含めなければならない情報は、次のとおりである。

- (a) 出願は、本規則第 1 部及び規則 50 に従って行わなければならない、かつ
- (b) 出願は、次の情報を含み又は添付しなければならない。
 - (i) 条約国において関係基礎出願が行われた日付、
 - (ii) 関係基礎出願が行われた条約国、及び
 - (iii) 関係基礎出願の番号

規則 70 条約出願の裏付けとなる証拠

(1) 本条規則は、条約出願人が関係基礎出願に関して提出された書類の何れか又はすべての写し又は認証済翻訳文を提出することを要求する通知書を、長官が条約出願人に与えた場合に適用される。

- (2) 条約出願人は、次の方法により、当該写し又は認証済翻訳文を提出することができる。
 - (a) 当該書類及び当該書類の認証済翻訳文の電子形式の写しを提出すること、又は
 - (b) 当該書類及び当該書類の認証済翻訳文の電子形式の写しを、長官により承認された電子図書館を通して長官が入手できるようにすること

第4章 それ以外の特許取得の方法及びその他の事項

審査

規則 71 特許出願の審査請求を行う方法

特許出願及び当該出願に関する完全明細書の審査を求める法律第 64 条(1)に基づく請求は、次のとおり行わなければならない。

- (a) 分割出願については、分割出願に係る完全明細書が提出された日又は提出されたものとして扱われる日の何れか早い方から 5 年以内に、
- (b) 長官により日付を繰り下げられた特許出願又は当該出願に関する完全明細書については、完全明細書が提出されたものとして扱われる日から 5 年以内に、及び
- (c) その他の特許出願については、完全明細書が提出された日から 5 年以内に

規則 72 長官が出願人に対し特許出願の審査を請求するよう指示することができる理由

法律第 64 条(2)の適用上の所定の理由は、次のとおりである。

- (a) 当該出願の提出日前に提出された出願の審査の進捗状況を勘案して、指示を与えることが便宜であると長官が合理的に考えること、
- (b) 指示を与えることが公益のためであると長官が合理的に考えること、又は
- (c) 他の特許出願の審査を勘案して、指示を与えることが便宜であると長官が合理的に考えること

規則 73 出願人に対し審査を請求するよう指示することができる期間

法律第 64 条(2)及び(6)の適用上の所定の期間は、指示が与えられた日から 2 月である。

規則 74 何人も長官に対し指示を与えるよう要求することができる方法

法律第 64 条(3)に基づいて何人も長官に対し法律第 64 条(2)に基づく指示を与えるよう要求することができる所定の方法は、次のとおりである。

- (a) その者は、そのために出願人に対し審査を請求するよう指示することができる公益の内容を特定しなければならず、又は
- (b) その者は、出願人に対し審査を請求するよう指示することが望ましい特別の事情を記載しなければならない。

規則 75 長官は出願の進めることを拒絶し又は出願若しくは明細書を補正するよう要求することができる

- (1) 長官が出願人に対し、長官が出願の進める前に特許出願又は明細書を補正するよう要求した場合、出願人は、規則 58 を遵守しなければならない。
- (2) (聴聞に関する)規則 169 から規則 174 までを参照のこと。

規則 76 出願は審査請求が行われた順序で審査しなければならない

長官は、長官が法律第 64 条に基づいて審査を求められた順序で、特許出願及び当該出願に関する完全明細書を審査し、かつ、法律第 65 条に従って報告しなければならない。

規則 77 審査は順序によらず繰り上げることができる

- (1) 長官は、次の場合は、規則 76 に拘らず、審査順序を繰り上げることができる。
 - (a) IPONZ の業務をはかどらせるためである場合、又は
 - (b) 出願人の請求に応じて、十分かつ重要な理由がある場合
- (2) 本条規則に基づく出願を繰り上げる請求には、当該請求の裏付けとなる証拠を添付しなければならない。

規則 78 長官が出願の手続を進めることを拒絶した場合等に出願人が行なわなければならない最終期限

- (1) 法律第 67 条に基づく長官が最終期限を設定しなければならない所定の方法は、法律第 65 条に基づいて発行される審査報告書に最終期限を記載しなければならないことである。
- (2) 長官が最終期限を延長することができる所定の方法は、出願人が法律第 65 条に基づいて発行される審査報告書に記載された最終期限から 1 月以内に延長の請求を含む審査報告書に対する応答を提出しなければならないことである。
- (3) 長官はまた、例外的な事情において、出願人が当該 1 月の期間の満了後に延長の請求を含む審査報告書に対する応答を提出した場合は、最終期限を延長することができる。

規則 79 調査結果を長官に通知する義務

- (1) 法律第 70 条(1)が適用されない所定の調査は、次の双方に該当する調査である。
 - (a) インターネットサイトにおいて公衆の利用に供されていること、及び
 - (b) 英語表記であること
- (2) ただし、(1)は、長官が指定する 1 以上の国、地域又は外国特許庁に関する調査の場合は適用されない。
- (3) 法律第 70 条(1)に基づく資料調査の結果を長官に通知するための所定の方法は、次の方法による。
 - (a) 当該結果を法律第 65 条に基づいて発行される審査報告書に対する応答に含めること、
 - (b) 提出することを要求されないと長官が表明した調査の結果を除外すること、及び
 - (c) 応答がなされた後で完全明細書が受理される前の期間において出願人が更なる結果を知った場合は、(長官が更なる請求を行う必要なしに)当該結果を長官に提出すること

受理及び公開

規則 80 受理のために出願を整えるための期間

- (1) 法律第 71 条(1)の適用上の所定の期間は、法律第 65 条に基づく最初の審査報告書の発行の日から 12 月である。
- (2) 法律第 71 条(1)(b)の適用上の所定の要件は、法律又は本規則に基づいて納付期限が到来した手数料及び料金を納付すべき旨の要件である。

規則 81 受理前に権限の通知を提出する方法

- (1) 法律第 73 条に従って提出される通知は、被指名者が法律第 22 条(1)に特定された何れの

種類の者に該当するかを特定しなければならない。

(2) 長官は出願人に対し、権限の通知の裏付けとなる証拠を提出するよう要求することができる。

(3) 長官が出願人に対し、権限の通知の裏付けとなる証拠を提出するよう要求した場合、出願人は、規則 80 による所定の期間の満了又は法律第 72 条に基づく延長期間若しくは最後の延長期間の満了(所定の期間が同条に基づいて延長された場合)前に、当該証拠を提出しなければならない。

規則 82 完全明細書の受理

法律第 74 条(1) (b)の適用上の所定の要件は、次のとおりである。

- (a) 法律又は本規則に基づいて納付期限が到来した手数料及び料金を納付すること、
- (b) 分割出願の場合において、長官が親出願に関する完全明細書を受理しているときは、分割出願は、親出願において受理されたのと実質的に同一の事項に係るクレームを含んではならないこと、及び
- (c) 親出願の場合において、長官が分割出願に関する完全明細書を受理しているときは、親出願は、分割出願において受理されたのと実質的に同一の事項に係るクレームを含んではならないこと

規則 83 出願人は長官に対し受理を延期するよう請求することができる

(1) 長官に対し完全明細書の受理を延期するよう請求する法律第 75 条に基づく通知は、完全明細書が受理される前に提出しなければならない。

(2) 法律第 75 条(2)の適用上の所定の期間は、法律第 65 条に基づく最初の審査報告書の発行の日から 12 月である。

規則 84 出願人の請求後の完全明細書が公衆の閲覧に供されている旨の告示

(1) 出願人が長官に対し、法律第 76 条(3)に基づいて完全明細書が公衆の閲覧に供されている旨の告示を公報において公告するよう求めた場合、長官は、出願人の請求後可能な限り速やかに当該告示を公告しなければならない。

(2) 当該告示は、次の事項を含まなければならない。

- (a) 特許出願の番号、
- (b) 出願人の名称、及び
- (c) 発明の名称

規則 85 公衆の閲覧に供される書類

(1) 法律第 78 条(1)の適用上の所定のその他の書類は、(2)にいう書類以外のすべての書類であって、次のものである。

- (a) 出願に関連し、かつ、
- (b) 長官が所有するもの

(2) 法律第 78 条(2) (a)から(c)までの適用上の所定の書類は、次の書類である。

- (a) 法律専門家の秘匿特権の対象となるもの、
- (b) 書類又は書類における情報の開示を禁止する裁判所又は審判所の命令の対象となるもの、

又は

(c) 長官が公衆の閲覧に供されるべきでないとする合理的な理由を有するもの

規則 86 公衆の閲覧に供される PCT 出願書類

(1) 法律第 79 条(2)の適用上の所定の書類は、次のものである。

- (a) PCT 出願の国内段階への移行を求める申請、及び
- (b) 国内段階への移行の申請に関連する長官が所有するすべての書類

(2) ただし、(1)は、次の書類には適用されない。

- (a) 法律専門家の秘匿特権の対象となるもの、
 - (b) 書類又は書類における情報の開示を禁止する裁判所又は審判所の命令の対象となるもの、
- 又は

(c) 長官が公衆の閲覧に供されるべきでないとする合理的な理由を有するもの

受理後の明細書の補正

規則 87 長官の許可を得た受理後の明細書の補正

法律第 85 条に基づく受理後の明細書を補正する許可を求める請求は、次の事項を含まなければならない。

- (a) 補正後の表示どおりの提案された完全明細書の写し、
- (b) 求める補正を明確に示した現在の完全明細書の写し、
- (c) 提案された補正の各々を裏付ける現在の完全明細書の特定の部分を記載した陳述、及び
- (d) 当該発明に関して裁判所に対する関係手続がない旨の宣言

規則 88 長官は完全明細書を補正する許可を求める請求を検討しなければならない

(1) 法律第 85 条に基づく請求を受領した後、補正を認めるべきことに長官が納得しない場合、長官は、請求を行った者に通知しなければならない。

(2) その者は、当該通知を受領した後 3 月以内に、補正を認めるべきことを長官に納得させなければならない。

(3) この期間は、当該通知を受領した者の請求に基づき又は長官の職権により、長官が 1 月まで延長することができる。

規則 89 提案された補正に対する異議申立書の要件

(1) 提案された補正に対する異議申立書を長官に提出するための法律第 87 条(1)の適用上の所定の期間は、法律第 85 条に基づく明細書を補正する許可を求める請求が法律第 86 条に基づいて公報において公告された日から 2 月である。

(2) 長官は、提案された補正に異議を唱えようとする者の請求に基づき、異議申立書を提出するための期間を次の期間延長することができる。

- (a) 出願人の同意なしに、1 月まで、又は
- (b) 出願人の同意を得て、2 月まで

(3) 長官は、異議申立書を提出するための期間が満了した後に延長の請求を受領した場合は、異議申立書を提出するための期間を延長してはならない。

- (4) 法律第 87 条に基づく提案された補正に対する異議申立書は、
- (a) 提案された補正に異議を唱える理由を含まなければならない、かつ、
 - (b) 異議申立人が依拠する事実及び求める救済を記載した事件陳述書を添付しなければならない。
- (5) 長官は、異議申立書及び事件陳述書の写しを法律第 85 条に基づく明細書を補正する許可を求める請求を行った(場合により)出願人又は特許権者に与えなければならない。
- (6) 出願人又は特許権者は、異議申立書及び事件陳述書の写しを受領した後 2 月以内に、異議申立を争う理由を記載した答弁書を提出しなければならない。
- (7) 出願人又は特許権者が(6)に定める期間内に答弁書を提出しない場合、出願人又は特許権者は、明細書を補正する請求を放棄したものと扱われる。
- (8) 異議申立人は、答弁書の写しを受領した後 4 月以内に、自己の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。
- (9) 出願人又は特許権者は、異議申立人の証拠の写しを受領した後 4 月以内に又は異議申立人が証拠を提出しない場合は、異議申立人の証拠が提出されたであろう期間の満了後 4 月以内に、自己の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。
- (10) 異議申立人は、出願人の証拠の写しを受領した後 3 月以内に、厳格に応答する事項に限定された証拠を提出することができる。

第三者による主張

規則 90 新規性及び進歩性に関する第三者による主張

- (1) 主張について長官に通知するための法律第 90 条(1)の適用上の所定の期間は、完全明細書が公衆の閲覧に供された時に開始し、完全明細書が受理された時に終わる期間である。
- (2) 法律第 90 条(1)に基づいて行われる主張は、次の事項を含まなければならない。
- (a) 次の事項を記載した陳述
 - (i) 関連する先行技術(ある場合)、
 - (ii) 使用の場所、日付及び状況を含め、関連する先使用(ある場合)、及び
 - (iii) 当該先行技術又は先使用が関連する完全明細書のクレーム、
 - (b) 裁判所に対する関係手続を特定した陳述、及び
 - (c) 当該主張の裏付けとなる依拠する情報又は書類及びそれらの関連性に関する陳述

規則 91 長官が法律第 90 条に基づく主張についての通知を検討し、処理しなければならない方法

- (1) 長官が法律第 91 条(2)に基づいて、法律第 90 条に基づいて行われる主張についての通知を検討し、処理しなければならない方法は、当該事項を法律第 65 条に基づく審査過程の一部として処理することによる。
- (2) 長官は、主張を行った者からの更なる情報又は提出書類を求め、受領することができるが、そうすることを要求されない。

特許付与に対する異議申立

規則 92 異議申立書に含めなければならない事項

- (1) 法律第 92 条(1)に基づく何人も特許付与に異議を唱えることができる所定の方法は、異議申立書を提出することによるものであり、当該異議申立書は、
- (a) 特許付与に異議を唱える理由を含まなければならない、かつ、
 - (b) 異議申立人が依拠する事実及び求める救済を記載した事件陳述書を添付しなければならない。
- (2) 長官は、異議申立書及び事件陳述書の写しを出願人に与えなければならない。

規則 93 異議申立書を提出することができる期間

- (1) 法律第 92 条(1)に基づく異議申立書は、受理された完全明細書の公告の日から 3 月以内に提出しなければならない。
- (2) 長官は、特許付与に異議を唱えようとする者の請求に基づき、異議申立書を提出するための期間を次の期間延長することができる。
- (a) 出願人の同意なしに、1 月まで、又は
 - (b) 出願人の同意を得て、2 月まで
- (3) 長官は、異議申立書を提出するための期間が満了した後に延長の請求を受領した場合は、異議申立書を提出するための期間を延長してはならない。

規則 94 異議申立書に対する答弁書

- (1) 出願人は、法律第 92 条(1)に基づいて提出された異議申立書及び事件陳述書の写しを受領した後 2 月以内に、答弁書を提出しなければならない。
- (2) 答弁書には、異議申立を争う理由を記載しなければならない。
- (3) 出願人が所定の期間内に答弁書を提出しない場合、特許出願は、放棄されたものとして扱わなければならない。
- (4) 異議申立人は、答弁書の写しを受領した後 4 月以内に、自己の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。
- (5) 出願人は、異議申立人の証拠の写しを受領した後 4 月以内に又は異議申立人が証拠を提出しない場合は、異議申立人の証拠が提出されたであろう期間の満了後 4 月以内に、自己の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。
- (6) 異議申立人は、出願人の証拠の写しを受領した後 3 月以内に、厳格に応答する事項に限定された証拠を提出することができる。

受理後の再審査

規則 95 再審査請求

- (1) 法律第 94 条(1)又は第 95 条(1)に基づいて行われる再審査請求は、次の事項を含まなければならない。
- (a) 次の陳述
 - (i) 請求を行う者が長官により検討されることを希望する(場合により)法律第 92 条又は第 114 条における理由の裏付けとなる事実を記載し、
 - (ii) 法律第 96 条(1)(b)(i)若しくは(ii)にいう手続を特定し又はかかる手続が係属してい

ない場合は、その旨を陳述したもの、及び

(b) 当該請求の裏付けとなる依拠する情報又は書類及びそれらの関連性に関する陳述
(2) 法律第 94 条(1)又は第 95 条(1)に基づいて行われた再審査請求は、長官が法律第 97 条に基づき再審査報告書を発行する前にいつでも、請求を行った者がこれを修正し又は取り下げることができる。

規則 96 長官は再審査請求について通知しなければならない

長官が法律第 94 条(1)又は第 95 条(1)に基づき再審査請求を受領した場合、長官は、請求が行われた旨を、(場合により)出願人又は特許権者に通知しなければならない。

規則 97 再審査報告書及び完全明細書の補正

(1) 長官が、蓋然性の均衡に基づき、法律第 97 条における関係する理由の何れかが立証されることに自己が納得している旨を記載した再審査報告書を発行した場合、出願人又は特許権者は、長官が報告書を発行した後 3 月以内に、適法な異論の理由を取り除く目的で、完全明細書を補正するための報告書に対する応答を提出することができる。

(2) 長官は、出願人又は特許権者が(1)による所定の期間の満了後 1 月以内に延長の請求を含む報告書に対する応答を提出した場合は、当該所定の最終期限を延長することができる。

(3) 完全明細書を補正する再審査報告書に対する応答は、規則 58 に記載する情報及び書類を含まなければならない。

(4) (聴聞に関する)規則 169 から規則 174 までを参照のこと。

特許付与

規則 98 特許付与を延期することができる事情

法律第 101 条(3)に基づき長官が特許付与を延期することができる事情は、次のとおりである。

- (a) 納付期限が到来した維持手数料が納付されていないこと、
- (aa) 規則 11A の超過クレーム手数料が納付されていないこと、又は
- (b) 特許出願に関する手続が長官又は裁判所に係属していること

規則 99 法律第 105 条に基づく特許の訂正

特許の訂正を求める法律第 105 条に基づく申請は、次の事項を含まなければならない。

- (a) 特許が付与されるべきであった者の名称及び宛先、
- (b) 特許が付与されるべきであった者の国籍又は主たる事業所、及び
- (c) 当該申請の裏付けとなる証拠

追加特許

規則 100 追加特許出願

更なる特許を求める出願は、法律第 106 条(1)(c)の適用上、主発明について付与された特許又は行われた出願の番号を含まなければならない。

規則 101 長官は改良又は変形に係る特許を取り消し、追加特許を付与することができる法律第 107 条(2)に基づいて行われる取消の請求は、次の情報を含まなければならない。

- (a) 主発明について付与された特許の番号、及び
- (b) 主発明の改良又は変形である発明について付与された特許の番号

特許の取消

規則 102 特許の取消を求める長官への申請

(1) 法律第 112 条に基づく何人も特許の取消を長官に申請することができる所定の方法は、当該申請が、

- (a) 当該申請を行う法律第 114 条における理由を含まなければならない、
- (b) 裁判所に対する関係手続がないことを確認する陳述を含まなければならない、かつ、
- (c) その者が依拠する事実及び求める救済を記載した事件陳述書を添付しなければならないことである。

(2) 長官は、当該申請及び事件陳述書の写しを特許権者に与えなければならない。

規則 103 申請に対する答弁書及び特許の取消の証拠

(1) 特許権者は、特許の取消を求める申請に対し、当該申請及び事件陳述書の写しを受領した後 2 月以内に、取消の申請を争う理由を記載した答弁書を提出しなければならない。

(2) 長官は、次の場合は、答弁書を提出するための期限を 2 月まで延長することができる。

- (a) 特許権者が答弁書を提出すべき日から 2 月以内に延長請求を提出した場合、かつ、
- (b) 延長を正当化する例外的な事情があることに長官が納得する場合

(3) 期限は、(2)に基づいて 1 回に限り延長することができる。

(4) 取消を申請した者(申請人)は、答弁書の写しを受領した後 4 月以内に、自己の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。

(5) 特許権者は、申請人の証拠の写しを受領した後 4 月以内に又は申請人が証拠を提出しない場合は、申請人の証拠が提出されたであろう期間の満了後 4 月以内に、自己の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。

(6) 申請人は、特許権者の証拠の写しを受領した後 3 月以内に、厳格に応答する事項に限定された証拠を提出することができる。

規則 104 特許の取消を求める申請に対する答弁書が提出されない場合における手続

(1) 本条規則は、特許権者が答弁書を提出すべき期間内に取消の申請に対する答弁書を提出しなかった場合に適用される。

(2) 申請人は、特許権者が答弁書を提出すべき期間の後 4 月以内に、自己の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。

(3) 長官は、法律第 112 条から第 114 条までに基づく取消の申請について、取消の申請及び当該申請の裏付けとして提出された証拠を検討した後に決定することができる。

規則 105 特許の取消を求める申請の拒絶

- (1) 長官が法律第 113 条(1)に基づいて特許の取消を求める申請を拒絶すること又は法律第 113 条(2)に基づいて争点の検討を拒絶することを意図する場合、長官は、長官が(場合により)当該申請又は当該争点の検討を拒絶することを意図する旨を、可能な限り速やかに申請人に通知しなければならない。
- (2) 当該通知は、次のとおりでなければならない。
 - (a) (場合により)当該申請又は当該争点の検討を拒絶するために長官が依拠する理由を明記すること、
 - (b) 申請人が聴聞を請求することができる旨を申請人に知らせること、
 - (c) 申請人が聴聞を請求することができる期間であって、申請人が当該通知を受領した後 10 就業日以上でなければならない期間を明記すること、及び
 - (d) 申請人が聴聞を請求しなかった場合は、長官が当該期間の終了時に当該申請又は当該争点の検討を拒絶する旨を申請人に知らせること
- (3) 長官は、当事者が請求した場合は、可能な限り速やかに聴聞を開催しなければならない。
- (4) ただし、長官は、聴聞を求める当事者が合理的な理由なしに聴聞に出席せず又は聴聞日に同意しなかったと長官が考える場合は、聴聞を開催することを要求されない。
- (5) その場合、長官は、文書に基づく聴聞を指示し又は聴聞の請求を取り下げられたものとして扱うことができる。

特許の放棄

規則 106 特許の放棄の申出についての通知

- (1) 特許を放棄する法律第 116 条に基づく特許権者による申出についての通知は、次の事項を含まなければならない。
 - (a) 当該申出を行う理由、及び
 - (b) 裁判所に対する各関係手続の全詳細
- (2) 規則 107 から規則 109 までにおいて、「異議申立人」とは、法律第 116 条(3)に基づく放棄に対する異議申立書を長官に提出する者を意味する。

規則 107 特許の放棄に対する異議申立

- (1) 特許の放棄に対する異議申立書を長官に提出するための法律第 116 条(3)の適用上の所定の期間は、特許の放棄の申出の公報における公告後 2 月である。
- (2) 異議申立書は、
 - (a) 異議申立人が特許の放棄に異議を唱える理由を含まなければならない、かつ、
 - (b) 放棄についての異議申立人の利害関係、異議申立人が依拠する事実及び求める救済を記載した事件陳述書を添付しなければならない。
- (3) 長官は、異議申立書及び事件陳述書の写しを特許権者に与えなければならない。

規則 108 特許権者は答弁書を提出しなければならない

- (1) 特許権者は、規則 107 に基づく異議申立書及び事件陳述書の写しを受領した後 2 月以内に、答弁書を提出しなければならない。

- (2) 答弁書には、異議申立を争う理由を記載しなければならない。
- (3) 特許権者が(1)に基づく2月の期間内に答弁書を提出しない場合、特許権者は、特許を放棄する特許権者の申出を放棄したものとして扱わなければならない。

規則 109 証拠の提出

- (1) 異議申立人は、規則 108 に基づく答弁書の写しを受領した後2月以内に、異議申立人の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。
- (2) 特許権者は、異議申立人の証拠の写しを受領した後2月以内に又は異議申立人が証拠を提出しない場合は、異議申立人の証拠が(1)に基づいて提出されたであろう期間の満了後2月以内に、特許権者の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。
- (3) 異議申立人は、特許権者の証拠の写しを受領した後1月以内に、更なる証拠を提出することができる。ただし、当該更なる証拠が厳格に応答する事項に限定されている場合に限る。

失効した特許の回復

規則 110 失効した特許を回復する請求を行うことができる方法

- (1) 特許及び追加特許の回復を求める法律第 117 条(2)に基づく請求は、更新手数料の納付期限が到来した日付及び当該請求の裏付けとなる証拠を含まなければならない。
- (2) 特許権者は、当該請求が行われた日から3月以内に、当該請求の裏付けとなる更なる証拠を提出することができる。
- (3) 長官が法律第 118 条(2)に基づく更なる証拠を要求した場合、特許権者は、回復の請求が行われた日から3月以内に、当該請求の裏付けとなる更なる証拠を提出しなければならない。
- (4) 本条規則及び規則 111 から規則 114 までにおいて、「特許権者」とは、法律第 117 条に基づく命令の請求を行う法律第 119 条にいう者を意味する。

規則 111 特許の回復を求める請求を行うことができる時期

- (1) 法律第 120 条の適用上、法律第 117 条に基づく請求を行うことができる所定の期間は、規則 8(3)に基づく更新手数料の納付期限が到来した日から12月である。
- (2) 法律第 117 条に基づく請求が(1)にいう期間が満了した後に行われる場合、当該請求には、次のものを添付しなければならない。
 - (a) 法律第 120 条(3)により要求される陳述書、及び
 - (b) 法律第 120 条(2)に基づく延長の裏付けとなる証拠
- (3) 特許権者は、法律第 117 条に基づく請求を行った後3月以内のいつでも、法律第 120 条(2)に基づく延長の裏付けとなる更なる証拠を提出することができる。
- (4) 長官が特許権者に対し、法律第 120 条(4)に基づく更なる証拠を提出するよう要求した場合、特許権者は、回復の請求が行われた日から3月以内に、当該証拠を提出しなければならない。
- (5) 長官は、(3)又は(4)による所定の期間の終了前に行われた特許権者の請求に基づき、当該所定の期間を1月まで延長することができる。

規則 112 特許の回復に対する異議申立

- (1) 法律第 123 条(1)の適用上、法律第 117 条に基づいて下される命令に対する異議申立書を長官に提出することができる所定の期間は、法律第 117 条から第 120 条までに従って行われた請求が法律第 122 条に基づいて公報において公告された日から 2 月である。
- (2) 異議申立書は、
 - (a) 該当する法律第 123 条(1)における理由を特定しなければならない、かつ、
 - (b) 異議申立人が依拠する事実を記載した事件陳述書を添付しなければならない。
- (3) 長官は、異議申立書及び事件陳述書の写しを特許権者に与えなければならない。
- (4) 本条規則及び規則 114 において、「異議申立人」とは、法律第 117 条に基づいて下される命令に対する異議申立書を長官に提出する者を意味する。

規則 113 特許権者は答弁書を提出しなければならない

- (1) 特許権者は、規則 112 に基づく異議申立書及び事件陳述書の写しを受領した後 2 月以内に、答弁書を提出しなければならない。
- (2) 答弁書には、異議申立を争う理由を記載しなければならない。
- (3) 特許権者が(1)に基づく 2 月の期間内に答弁書を提出しない場合、特許権者は、特許の回復を求める特許権者の請求を放棄したものと扱わなければならない。

規則 114 証拠の提出

- (1) 異議申立人は、規則 113 に基づく答弁書の写しを受領した後 2 月以内に、異議申立人の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。
- (2) 特許権者は、異議申立人の証拠の写しを受領した後 2 月以内に又は異議申立人が証拠を提出しない場合は、異議申立人の証拠が(1)に基づいて提出されたであろう期間の満了後 2 月以内に、特許権者の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。
- (3) 異議申立人は、特許権者の証拠の写しを受領した後 1 月以内に、更なる証拠を提出することができる。ただし、当該更なる証拠が厳格に応答する事項に限定されている場合に限る。

規則 115 長官が失効した特許を回復した場合における発明を利用する者の保護

- (1) 法律第 124 条に基づく各命令は、本条規則に定める規定を含み又は当該規定に従うことを条件としなければならない。
- (2) 法律第 124 条(2)にいう者が利用し又は利用するための具体的な措置をとった特許に関して、その者が発明に係る特許を侵害した又は侵害することを理由として、訴訟その他の手続を開始又は訴追することはできず、また、損害賠償又は利益の返還を回復することもできない。
- (3) ただし、(2)は、その者が次のとおりである限りにおいてのみ適用される。
 - (a) その者が発明を利用した方法に合致するがその範囲を超えない方法により継続して行為すること、
 - (b) 発明を利用するためにとられた最終的な措置に合致する方法により、当該措置を完了するように継続して行為すること、又は
 - (c) 最終的な措置の完了の結果を、発明を利用するために当該措置により企図されたものに合致するがその範囲を超えない方法により使用すること

(4) 疑義を避けるために、(2)における保護は、特許が失効した後の何れかの時点で行われる行動に適用される。

特許出願の回復

規則 116 無効の又は放棄された特許出願の回復を求める請求

(1) 特許出願を回復し、(場合により)法律又は特許協力条約により又は基づいて出願人に課せられた要件を遵守するための期間を延長する命令を求める法律第 125 条に基づく請求は、当該請求の裏付けとなる証拠を含まなければならない。

(2) 出願人は、当該請求が行われた後 3 月以内に、当該請求の裏付けとなる更なる証拠を提出することができる。

(3) 長官は出願人に対し、当該請求の裏付けとなる更なる証拠を提出するよう要求することができる。

(4) 長官が(3)に基づく更なる証拠を要求した場合、出願人は、回復の請求が行われた日から 3 月以内に、当該証拠を提出しなければならない。

規則 117 出願の回復を求める請求を行うことができる時期

(1) 法律第 125 条に基づく請求を行うことができる法律第 126 条(1)の適用上の所定の期間は、次の期間である。

(a) 法律第 35 条に基づいて放棄された特許出願の場合は、規則 8(2)に基づく維持手数料の納付期限が到来した日から 12 月、及び

(b) 法律第 125 条(1)にいうその他の場合は、出願が法律に基づいて無効又は放棄されたものとみなされた日から 12 月

(2) 法律第 125 条に基づく請求が(1)にいう期間が満了した後に行われる場合、当該請求には、次のものを添付しなければならない。

(a) 法律第 126 条(3)により要求される陳述書、及び

(b) 法律第 126 条(2)に基づく延長の裏付けとなる証拠

(3) 出願人は、法律第 125 条に基づく請求を行った後 3 月以内のいつでも、法律第 126 条(2)に基づく延長の裏付けとなる更なる証拠を提出することができる。

(4) 長官が出願人に対し、法律第 126 条(4)に基づく更なる証拠を提出するよう要求した場合、出願人は、回復の請求が行われた日から 3 月以内に、当該証拠を提出しなければならない。

(5) 長官は、(3)又は(4)による所定の期間の終了前に行われた出願人の請求に基づき、当該所定の期間を 1 月まで延長することができる。

規則 118 特許出願の回復に対する異議申立

(1) 法律第 128 条に基づいて下される命令に対する異議申立書を長官に提出するための法律第 127 条(1)の適用上の所定の期間は、命令の請求が法律第 125 条(4)に基づいて公報において公告された日から 2 月である。

(2) 異議申立書は、

(a) 該当する法律第 127 条(1)における理由を特定しなければならず、かつ、

- (b) 異議申立人が依拠する事実を記載した事件陳述書を添付しなければならない。
- (3) 長官は、異議申立書及び事件陳述書の写しを出願人に与えなければならない。
- (4) 本条規則及び規則 120 において、「異議申立人」とは、法律第 128 条に基づいて下される命令に対する異議申立書を長官に提出した者を意味する。

規則 119 出願人は答弁書を提出しなければならない

- (1) 出願人は、規則 118 に基づく異議申立書及び事件陳述書の写しを受領した後 2 月以内に、答弁書を提出しなければならない。
- (2) 答弁書には、異議申立を争う理由を記載しなければならない。
- (3) 出願人が(1)に基づく 2 月の期間内に答弁書を提出しない場合、出願人は、回復を求める出願人の請求を放棄したのものとして扱わなければならない。

規則 120 証拠の提出

- (1) 異議申立人は、規則 119 に基づく答弁書の写しを受領した後 2 月以内に、異議申立人の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。
- (2) 出願人は、異議申立人の証拠の写しを受領した後 2 月以内に又は異議申立人が証拠を提出しない場合は、異議申立人の証拠が(1)に基づいて提出されたであろう期間の満了後 2 月以内に、出願人の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。
- (3) 異議申立人は、出願人の証拠の写しを受領した後 1 月以内に、更なる証拠を提出することができる。ただし、当該更なる証拠が厳格に応答する事項に限定されている場合に限る。

規則 121 長官が特許出願を回復した場合における発明を利用する者の保護

- (1) 法律第 128 条に基づく各命令は、本条規則に定める規定を含み又は当該規定に従うことを条件としなければならない。
- (2) 法律第 128 条(2)にいう者が利用し又は利用するための具体的な措置をとった特許出願の対象である(公開された完全明細書に記載されている)発明に関して、その者が発明に係る特許を侵害した又は侵害することを理由として、訴訟その他の手続を開始又は訴追することはできず、また、損害賠償又は利益の返還を回復することもできない。
- (3) ただし、(2)は、その者が次のとおりである限りにおいてのみ適用される。
 - (a) その者が発明を利用した方法に合致するがその範囲を超えない方法により継続して行為すること、
 - (b) 発明を利用するためにとられた最終的な措置に合致する方法により、当該措置を完了するように継続して行為すること、又は
 - (c) 最終的な措置の完了の結果を、発明を利用するために当該措置により企図されたものに合致するがその範囲を超えない方法により使用すること
- (4) 疑義を避けるために、(2)における保護は、特許出願が無効となった又は放棄された後の何れかの時点で行われる行動に適用される。

雑則

規則 122 法律第 129 条に基づく指示を求める請求

- (1) 法律第 129 条(2)に基づく指示を求める請求は、次の事項を含まなければならない。
 - (a) 自己の名義で出願の手続を進めるよう請求される者の完全名称及び宛先、
 - (b) 自己の名義で出願の手続を進めるよう請求される者の国籍又は主たる事業所、
 - (c) その者が特許、特許における権利又は特許若しくは特許における権利の未分割持分に対する権限を有する方法を特定した陳述、及び
 - (d) 次の何れか
 - (i) (a)にいう者に特許、特許における権利又は特許又は特許における権利の未分割持分に対する権限を与える譲渡証又は契約書の写し、又は
 - (ii) 次の双方
 - (A) 法律の適用による特許、特許における権利又は特許又は特許における権利の未分割持分に対するその者の権限を確立する書類の詳細、当該書類の日付、当該書類の当事者及び当該権限が立証される方法を記載した陳述、及び
 - (B) 当該陳述において言及された各書類の写し
- (2) 長官はまた、請求を行う者が譲渡証、契約書その他の書類の原本及びその他の証拠を提出することを要求することができる。

規則 123 法律第 131 条に基づく指示を求める請求

- (1) 法律第 131 条(1)に基づく指示を求める請求は、次の事項を含まなければならない。
 - (a) 各利害関係人の名称及び宛先、及び
 - (b) 依拠する事実及び求める指示を記載した陳述
- (2) 長官は、請求が行われた旨を、各利害関係人(請求を行った者以外)に通知しなければならない。
- (3) 長官は、その後の手続に関して、法律第 131 条(3)における要件に合致する指示を与えることができる。

第4部 侵害、その他の特許の手續及び特許所有権に影響を与える事項

譲渡、ライセンス及びその他の特許における権利の登録

規則 124 法律第 165 条に基づく申請

(1) 法律第 165 条に基づく申請は、それが法律第 165 条(1)又は(2)に基づいて行われたか否かを特定しなければならず、かつ、次の事項を含まなければならない。

(a) 特許、持分又は権利が譲渡、移転、法の適用、譲渡抵当権、ライセンスその他の手段により取得されたか、処分されたか又は付与されたか否かを特定した陳述、

(b) 利害関係を登録する場合は、当該利害関係の内容、

(c) 特許、持分又は権利に対する権限を確立する書類の詳細、当該書類の日付、当該書類の当事者及び当該権限が立証される方法を記載した陳述、及び

(d) 当該権限を確立する書類の写し

(2) 長官は、申請において言及された原書類を長官に提出することを要求することができる。

(3) (2)に基づいて長官が要求する原書類が電子形式でない場合、規則 12 は、当該書類の提出には適用されない。

遺言検認書又は遺産管理状なしでの特許及び特許出願の帰属

規則 125 遺言検認書又は遺産管理状なしで特許又は特許出願を帰属させる申請

(1) 遺言検認書又は遺産管理状を要求することなくある者(B)を特許権者、特許出願人又は被指名者として登録又は代替する法律第 167 条に基づく申請は、次の事項を含まなければならない。

(a) B の完全名称及び宛先、

(b) B の国籍又は主たる事業所、

(c) 死亡した者(A)の完全名称及びAが被指名者、出願人又は特許権者の何れであったかの特定、及び

(d) 当該申請を行う事情及び理由に関する陳述

(2) (1) (d)により要求される陳述は、次の事項を特定しなければならない。

(a) A が死亡した時に無遺言であったか否か、

(b) A が死亡した日付、

(c) A が死亡した場所、

(d) A が死亡した時に居住していた国、

(e) B が遺言検認書若しくは遺産管理状を取得する権限を有し又はAの人格代表者である事情、及び

(f) A の債権者及びAの遺言書に基づいて又はAの無遺言に当たって利益を受けるすべての者の権利が、申請された措置が講じられた場合に適切に保障される方法

(3) 長官は、当該申請の裏付けとして更なる証拠を提出するよう要求することができる。

特許、明細書及び特許登録簿における発明者の掲記

規則 126 発明者として掲記すべき旨の法律第 190 条(1)に基づく請求又は主張

(1) 法律第 190 条(1)に基づいて行われる請求又は主張は、次の事項を含まなければならない。

- (a) 発明者(請求又は主張を行う者と異なる場合)の完全名称及び宛先、及び
- (b) 依拠する事実を記載した陳述

(2) 長官は、法律第 192 条(1)に基づく主張についての通知後の手続に関して、法律第 192 条(2)における要件に合致する指示を与えることができる。

規則 127 発明者の掲記に関する法律第 193 条(1)に基づく証明書を求める申請

(1) 証明書を求める法律第 193 条(1)に基づく申請は、次の事項を含まなければならない。

- (a) 発明者として掲記すべきでなかったと主張される者の名称、及び
- (b) 依拠する事実を記載した陳述

(2) 長官は、申請が行われた旨を、各特許権者(証明書を申請する者以外の者)、発明者として掲記された者及び長官が利害関係を有すると考えるその他の者に通知しなければならない。

(3) 長官は、その後の手続に関して、法律第 193 条(4)における要件に合致する指示を与えることができる。

第5部 法律第5部における管理及びその他の雑則

第1章 特許登録簿及び特許及び特許出願に関するその他の情報

特許登録簿

規則128 特許登録簿は特許付与を記録しなければならない

長官は、ニュージーランドにおいて有効な特許に関して、法律第197条(1)により要求される情報が、特許が付与された日の後可能な限り速やかに又は特許付与の後に提出された情報の場合は、情報が提出された後可能な限り速やかに、特許登録簿に記入されるよう保証しなければならない。

規則129 特許登録簿に記入しなければならないその他の特許情報

法律第197条(1)(f)に基づいて特許登録簿に記入しなければならない情報は、公衆の閲覧に供されるすべての書類である(例えば、法律第78条及び規則85参照)。

規則130 更新手数料の納付は特許登録簿に記入しなければならない

長官が規則11に基づく納付証明書を発行した場合、長官は、法律第197条(1)(f)に基づいて、次の情報を特許登録簿に記入しなければならない。

- (a) 更新手数料が納付されたこと、及び
- (b) 納付日

特許登録簿の調査及び特許情報の取得

規則131 特許登録簿の調査

(1) 特許登録簿は、(2)が適用される場合を除き、常に公衆による閲覧及び調査に供さなければならない。

(2) 長官は、次の場合は、特許登録簿の全部又は一部について、その閲覧を拒絶し又はその運用を停止することができる。

- (a) 特許登録簿を閲覧に供することが実際的でないと長官が考える場合、
- (b) 特許登録簿の維持を可能にするためである場合、
- (c) 特許登録簿の維持又は運用における技術的困難に対応する場合、又は
- (d) 特許登録簿の安全性又は完全性を保証するためである場合

規則132 請求することができる特許又は特許出願に関する情報

特許又は特許出願に関する情報を求める法律第199条(c)に基づく請求は、次に関して行うことができる。

- (a) 仮明細書に続いて完全明細書が提出された時期又は特許出願の提出日から15月の期間が経過し、かつ、完全明細書が提出されなかった時期、
- (b) 完全明細書が公衆の閲覧に供された若しくは供される時期又は特許出願が放棄された若しくは無効となった時期、

- (c) 特許が付与された時期,
- (d) 維持手数料又は更新手数料が納付された時期,
- (e) 特許が満了した時期,
- (f) 特許登録簿に記入が行われた時期又は記入を行うための申請が行われた時期, 及び
- (g) 特許登録簿への記入又は公報における公告に関して申請が行われた又は措置が講じられた時期

規則 133 特許情報及び認証謄本の請求を行わなければならない方法

法律第 199 条に基づく請求は、書類の謄本(求める場合)又は情報を必要とする目的を含まなければならない。

特許登録簿及びその他の公式書類の変更

規則 134 特許登録簿の記入事項を変更する請求

- (1) 特許権者の特許に関して特許登録簿に記入された名称, 国籍, 主たる事業所, 宛先又は送達宛先を変更する特許権者による請求は, 次の事項を含まなければならない。
 - (a) 記入事項を変更しようとする名称, 国籍, 主たる事業所, 宛先又は送達宛先, 及び
 - (b) 名称又は国籍の変更に関しては, (場合により)新たな名称又は国籍を確認する証拠
- (2) 長官は, 名称又は国籍を変更する請求に基づき行為する前に, 長官が適当と考える当該変更の裏付けとなる更なる証拠を要求することができる。
- (3) (2)に基づいて要求される証拠は, 長官が証拠を要求した後 2 月以内に, 長官に提出しなければならない。
- (4) 請求を認めることができることに長官が納得した場合は, 長官は, 特許登録簿がしかるべく変更されるよう保証しなければならない。

規則 135 特許登録簿の記入事項に係る裁判所命令について通知しなければならない

- (1) 本条規則は, 法律に基づいて裁判所が下した命令であって, 次のものに関して適用される。
 - (a) 特許を取り消すもの,
 - (b) 特許権者が明細書を訂正することを認めるもの,
 - (c) 特許又は特許に基づく権利の有効性又は所有権に影響を与えるもの, 又は
 - (d) 特許登録簿に記入事項を追加し又は特許登録簿の記入事項を変更又は削除するよう要求するもの
- (2) 本条規則が適用される自己に有利な命令が下された者は, 当該命令について長官に通知しなければならない。
- (3) 当該通知は, 次の事項を含まなければならない。
 - (a) 当該命令の効果を記載した陳述, 及び
 - (b) 当該命令の写し

規則 136 特許登録簿等における他人の誤記を訂正する申請

- (1) 誤記又は遺漏の訂正を求める法律第 202 条(2)に基づく申請は, 次の事項を含まなければ

ならない。

(a) 次の陳述

(i) 誤記又は遺漏が犯されたと考えられる箇所を特定し、かつ、

(ii) 誤記若しくは遺漏の説明又は(場合に応じて)特許登録簿の記入事項、特許、特許出願その他の書類の写しであり、誤記又は遺漏を明確に特定したものを含むもの、及び

(b) 当該申請の裏付けとなる証拠(ある場合)

(2) 長官は申請人に対し、当該申請の裏付けとなる更なる証拠を提出するよう要求することができる。

(3) 長官が(2)に基づく更なる証拠を要求した場合、申請人は、当該申請が行われた日から3月以内に、当該証拠を提出しなければならない。

(4) 本条規則及び規則137から規則140までにおいて、

「申請人」とは、法律第202条(2)に基づく訂正を申請した者を意味する。

「異議申立人」とは、法律第202条(4)に基づく異議申立書を提出する者を意味する。

規則137 提案された訂正に対する異議申立

(1) 法律第202条(4)の適用上の所定の期間は、提案された訂正が公報において公告された日から2月である。

(2) 法律第202条(4)に基づく異議申立書は、次の事項を含まなければならない。

(a) 異議を唱える提案された訂正を特定するのに十分な詳細、及び

(b) 提案された訂正に異議を唱える理由

(3) 異議申立書には、異議申立の裏付けとなる依拠する事実及び求める救済を記載した事件陳述書も添付しなければならない。

(4) 長官は、異議申立書及び事件陳述書の写しを申請人に与えなければならない。

規則138 申請人は答弁書を提出しなければならない

(1) 申請人は、法律第202条(4)に基づく異議申立書及び規則137に基づく事件陳述書の写しを受領した後2月以内に、答弁書を提出しなければならない。

(2) 答弁書には、異議申立を争う理由を記載しなければならない。

(3) 申請人が(1)に基づく2月の期間内に答弁書を提出しない場合、申請人は、訂正を求める申請人の申請を放棄したものとして扱わなければならない。

規則139 証拠の提出

(1) 異議申立人は、規則138に基づいて提出された答弁書の写しを受領した後4月以内に、異議申立人の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。

(2) 申請人は、異議申立人の証拠の写しを受領した後4月以内に又は異議申立人が証拠を提出しない場合は、異議申立人の証拠が(1)に基づいて提出されたであろう期間の満了後4月以内に、申請人の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。

(3) 異議申立人は、申請人の証拠の写しを受領した後3月以内に、更なる証拠を提出することができる。ただし、当該更なる証拠が厳格に応答する事項に限定されている場合に限る。

規則 140 長官の職権による訂正に対する異議申立

(1) 何人も、法律第 202 条に基づいて長官が自己の職権により提案した訂正に対し、提案された訂正が公報において公告された日から 2 月以内に申立書を提出することにより、異議を唱えることができる。

(2) 当該申立書は、次の事項を含まなければならない。

(a) 異議を唱える提案された訂正を特定するのに十分な詳細、及び

(b) 提案された訂正に異議を唱える理由

(3) 当該申立書には、異議申立の裏付けとなる依拠する事実及び求める救済を記載した事件陳述書も添付しなければならない。

(4) 異議申立人は、当該申立書を提出した後 4 月以内に、自己の主張の裏付けとなる証拠を提出することができる。

(5) 当該申立書及び提出された証拠を検討した後、長官は、自己が下すことを意図する決定について、異議申立人に通知しなければならない。

規則 141 特許登録簿を更正する裁判所への申請についての通知

(1) 法律第 203 条(3)に基づいて長官に提出される通知は、更正の申請の写しを含まなければならない。

(2) 長官は、法律第 203 条(3)に基づく申請についての通知を、当該通知を受領した後可能な限り速やかに特許登録簿に記入しなければならない。

規則 142 特許登録簿を更正する裁判所の命令についての通知

法律第 203 条(5)に基づいて長官に送達される通知は、次の事項を含まなければならない。

(a) 裁判所の命令の写し、及び

(b) 当該命令に関して長官又は更正の申請人が措置を講じることを要求される期限日

公報及びその他の刊行物

規則 143 公告しなければならない特許出願の細目

長官は、法律第 206 条に基づく公報において、長官が知り得る限り、特許出願に関する次の細目を可能な限り速やかに公告しなければならない。

(a) 出願の番号及び日付、

(b) 出願人の名称、

(c) 知り得る場合は、発明者の名称、

(d) 発明の名称、及び

(e) 該当する場合は、条約出願の番号、日付及び国名

第2章 雑則

証拠

規則 144 証拠の様式

本規則により証拠の提出が要求され又は許可される場合，本規則に別途明白な規定がない限り，法定宣言書又は宣誓供述書によらなければならない。

書類の補正

規則 145 書類の補正

- (1) 長官に対する手続において，長官は，自己が適当と考える場合は，次のことを行うことができる。
 - (a) 書類の補正について法律又は本規則に明白な規定がない場合は，手続において提出された書類を補正することを認めること，及び
 - (b) 手続における不備を更正すること
- (2) 本条規則に基づいて長官が講じる措置は，長官が指示する条件によることができる。

期限の延長

規則 146 法律第 231 条に基づく期限の延長の申請及び承認の要件

- (1) 法律第 231 条に基づく期限の延長を求める法律第 232 条に基づく申請は，次のとおりでなければならない。
 - (a) 完全明細書若しくは条約出願を提出し又は(場合により)法律若しくは本規則に基づいてなすべきその他の事柄をなすための所定の期限を遵守しなかった理由を記載すること，及び
 - (b) 当該申請の裏付けとなる証拠(ある場合)を含むこと
- (2) 長官は，法律第 232 条に基づいて行われた申請及び当該申請の裏付けとして提出された証拠を検討した後，法律第 231 条(3)に基づいて延長を認めることを拒絶しなければならないと長官が考える場合は，申請人に通知しなければならない。
- (3) 申請人は，(2)に基づく長官からの通知を受領した後 2 月以内に，長官が延長を認めることができることを長官に納得させるために，更なる情報又は証拠を提出することができる。

規則 147 例外的な事情において期限を延長する長官の一般的権限

- (1) 長官は，例外的な事情において，当該事情に応じて情報若しくは書類の提出又は措置をとるための本規則の所定の期限を延長することができる。
- (2) ただし，本条規則は，次の事情には適用されない。
 - (a) 規則 152(1)(a)にいう種類の異議申立書を提出するための所定の期限，
 - (b) 規則 152(1)に記載する手続に関して情報若しくは書類を提出し又は措置をとるための所定の期限，
 - (c) 法律第 208 条に基づく聴聞の請求を提出するための規則 154(3)による所定の期間，又は
 - (d) 本規則に基づいて延長を認めることが法律により除外される場合(例えば，法律第 21 条

- (1), 第 37 条(2) (b) 及び第 71 条(2) 参照)
- (3) 長官は、次の何れか又は双方が該当する場合にも、延長を認めることができる。
 - (a) 事柄をなすための期限が満了していること
 - (b) 長官が本規則に基づく延長を既に認めていること
- (4) 延長は、情報若しくは書類を提出し又は措置をとる者及び手続のその他の当事者に通知することにより認められ、長官が適当と考える条件によることができる。

規則 148 他の規則に基づいて延長を請求する権限が消尽していなければならない

規則 147 以外の規則により特定の事項に関する期限を延長する権限が具体的に定められている場合、規則 147 に基づく延長の請求は、当該他の規則に基づいて延長を請求する権限が消尽している場合に限り行うことができる。

雑則

規則 149 例外的な事情において要件を免除する長官の権限

- (1) 長官は、例外的な事情において、長官が適当と考える証拠の提出をもって、ある者が何らかの事柄をなすべき旨の第 1 部又は規則 50(1)、規則 51、規則 52、規則 54、規則 55、規則 65 及び規則 69 の何れかの規定における要件を免除することができる。
- (2) 長官は、事柄をなすための期間が満了している場合にも、免除を認めることができる。
- (3) 免除は、当該免除により影響を受けると長官が知り得る者に通知することにより認められ、長官が適当と考える条件によることができる。

規則 150 特許出願及び明細書の要件を一時的に免除する権限

- (1) 長官は、第 1 部又は規則 50(1)、規則 51、規則 52、規則 54、規則 55 及び規則 69 の何れかの規定に従って作成されていない特許出願又は明細書の提出を認めることができる。ただし、出願人が、出願又は明細書が提出された後可能な限り速やかに、関係する規定を遵守するために必要な措置を講じることを条件とする。
- (2) 出願又は明細書を提出した後可能な限り速やかに、特許出願若しくは明細書が補正されず又は関係する規定を遵守するためのその他の措置が講じられない場合、当該出願は、放棄されたものとして又は明細書の場合は、当該明細書が提出されなかったものとして扱わなければならない。ただし、長官が規則 149 に基づいて遵守を免除した場合はこの限りでない。

規則 151 一定の記録の維持

長官は、法律又は本規則に基づいて提出されるすべての仮明細書及び完全明細書、図面及び特許出願又は特許に関連するその他の情報又は書類(出願日、優先日並びに発明者及び出願人の名称を含む)の電子形式の写しを維持しなければならない。

第6部 長官に対する手続及び証拠の要件

この部が適用される手続

規則 152 この部の適用

- (1) この部は、次の手続に適用される。
 - (a) 次の書類の何れかを提出することにより開始される手続
 - (i) 法律第 26 条に基づく共同所有者への指示を求める請求
 - (ii) 法律第 28 条に基づく紛争を裁定する請求
 - (iii) 法律第 87 条に基づく受理後の完全明細書の提案された補正に対する異議申立書
 - (iv) 法律第 92 条に基づく特許付与に対する異議申立書
 - (v) 法律第 112 条に基づく特許の取消を求める長官への申請
 - (vi) 法律第 116 条に基づく特許の放棄の申出に対する異議申立書
 - (vii) 法律第 123 条に基づく失効した特許の回復に対する異議申立書
 - (viii) 法律第 127 条に基づく無効の又は放棄された特許出願の回復に対する異議申立書
 - (ix) 利害関係人間の紛争に関する法律第 131 条に基づく長官への請求
 - (x) 法律第 202 条に基づく誤記又は遺漏を訂正する申請に対する異議申立書
 - (xi) 法律第 190 条に基づく発明者として掲記すべき旨の請求又は主張
 - (xii) 法律第 193 条に基づく発明者の掲記に関する証明書を求める請求
 - (b) 長官の裁量権の行使前の法律第 208 条に基づく聴聞
- (2) 規則 169 から規則 174 までは、次の手続にも適用される。
 - (a) 審査手続, 及び
 - (b) 法律第 3 部第 9 章に基づく再審査手続

手続において提出される書類

規則 153 手続において提出される書類に含めなければならない追加情報

- (1) 手続において提出される書類(書面による証拠を含む)は、次の情報を含まなければならない。
 - (a) 書類を提出する者の名称及び送達宛先,
 - (b) その者が代理人を有する場合は、代理人の名称, 及び
 - (c) 手続の対象である特許出願又は特許の番号
- (2) 手続において提出される規則 152(1) (a) にいう各書類並びに各事件陳述書及び答弁書には、情報若しくは書類を提出する者又は自己に代わって情報若しくは書類が提出される者(例えば、出願人又は異議申立人)が署名しなければならない。

長官の裁量権の行使前の聴聞

規則 154 長官の裁量権の行使前の聴聞

- (1) 本条規則は、法律第 208 条により、長官が法律又は本規則に基づく裁量権を行使する前にある者(A)に聴聞を受ける合理的な機会を与えるよう要求される場合に適用される。

(2) 長官は、裁量権を行使する前に、長官が下す予定の決定及び当該決定の理由について(まだ通知していない場合)、Aに通知しなければならない。

(3) 裁量権が行使される前にAが聴聞を受けることを希望する場合、Aは、長官からの当該通知を受領した後10就業日以内に、申請を提出しなければならない。

(4) 当該申請は、Aが聴聞を求める事項を記載し、かつ、Aが署名しなければならない。

事件の処理

規則 155 長官は当事者に対し事件処理会議に出席するよう要求することができる

(1) 手続における何れの段階でも、長官は、手続の公正、迅速かつ安価な決定を確保する目的で、当事者に対し、当該手続及びとられた又はなおとらなければならない措置を再検討する事件処理会議に出席するよう要求する指示を与えることができる。

(2) 長官は、当該会議について、会議の少なくとも10就業日前に各当事者に通知しなければならない。

(3) 当事者は、本人が直接又は長官が認める通信リンクにより出席することができる。

規則 156 長官は指示を与えることができる

(1) 手続における何れの段階でも、長官は、当事者に対し、長官が指定する期限内に、手続の公正、迅速かつ安価な決定を確保するための事柄をなすよう要求する法律及び本規則に合致する指示を与えることができる。

(2) 与えることができる指示の一般性を限定することなく、長官は、次のことを行うことができる。

(a) 手続における措置をとらなければならない期限を定めること、

(b) 手続の聴聞を準備するためにとらなければならない措置を指定すること、

(c) 手続の聴聞を実施すべき方法を指示すること、

(d) 当事者に対し、秘密又は秘匿特権の対象とし得る情報又は証拠を扱うべき方法について合意するために最善の努力をするよう要求すること、

(e) 長官が指定する期限内に当事者が合意に達することができなかった場合は、秘密又は秘匿特権の対象とし得る情報を扱うべき方法に関して指示を与えること、

(f) 当事者に対し、書類の写しを提出するよう要求すること、

(g) 当事者に対し、手続のその他の当事者に書類の写しを提供するよう要求すること、

(h) 当事者に対し、より優れた更なる詳細を提出するよう要求すること、及び

(i) 当事者に対し、手続のその他の当事者に、より優れた更なる詳細を提供するよう要求すること

(3) 長官は、長官の職権により又は手続の当事者の申請に基づき、指示を与えることができる。

規則 157 当事者は長官の指示を遵守しなければならない

手続の全当事者は、この部に基づいて長官が与える指示を遵守しなければならない。

規則 158 長官の指示の不遵守

- (1) ある当事者(当事者 A)がこの部に基づいて長官が与える指示を遵守しない(不遵守)場合,
 - (a) 長官は、可能な限り速やかに次のことを行わなければならない。
 - (i) 当事者 A に対し、長官が指定する期限内に、長官及び相手方当事者に当事者 A の不遵守に係る説明を行うよう請求すること、及び
 - (ii) 当該請求において、不遵守の生じ得る結果について当事者 A に知らせること
 - (b) 相手方当事者は、長官が指定する期限内に、当該説明に関する意見を長官に提出することができる。
 - (c) 当該説明(ある場合)及び相手方当事者からの意見(ある場合)を検討した後、長官は、次のことを行わなければならない。
 - (i) 当事者 A が当事者 A の不遵守について合理的な理由を有するか否かを検討すること、及び
 - (ii) 長官が下すことを意図する決定について、両当事者に通知すること
- (2) (1) (c) (ii)にいう通知はまた、次のとおりでなければならない。
 - (a) 何れの当事者も不遵守に関する聴聞を請求することができる旨を当事者に知らせること、及び
 - (b) 当事者が不遵守に関する聴聞を請求することができる期間であって、当事者が当該通知を受領した後 10 就業日以上の間を明記すること
- (3) 長官は、当事者が請求した場合は、可能な限り速やかに不遵守に関する聴聞を開催しなければならない。その場合、長官は、聴聞を開催した後になってから決定を下さなければならない。
- (4) 当事者 A が当事者 A の不遵守について合理的な理由を有することを当事者 A が長官に納得させていないと長官が決定した場合、長官は、法律第 212 条に基づく自己の権限を行使することに加えて、次のことを行うことができる。
 - (a) 当事者 A が指示を遵守するための期間を延長すること、
 - (b) 指示を変更し又は指示の遵守を免除すること、又は
 - (c) 当事者 A が手続において更なる措置をとらないよう指示すること
- (5) 長官は、自己の決定及び(4)に基づいて下された命令について、可能な限り速やかに両当事者に通知しなければならない。

手続の停止

規則 159 長官は手続を停止することができる

- (1) 長官は、長官が適切と考える場合は、当事者の申請に基づき又は長官の職権により、手続を停止することができる。
- (2) 長官は、長官が適切と考える期間及び条件により手続を停止することができるが、6 月を超えて手続を停止してはならない。
- (3) 長官は、更なる期間手続を停止することができるが、その都度 6 月を超えてはならない。
- (4) 長官は、手続の停止中にいつでも、手続を再開することができる。

手続の併合

規則 160 長官は手続を併合することができる

長官は、次のことに長官が納得した場合は、長官が適切と考える条件により 2 以上の手続を併合することを要求することができ又は 2 以上の手続について同時若しくは順次に聴聞するよう要求することができ又は 2 以上の手続の何れかをその他の手続の決定後まで停止するよう要求することができる。

- (a) それらの双方又はすべてにおいて共通の法律問題又は事実問題が生じていること、又は
- (b) それらの手続が次の何れかに関すること
 - (i) 同一の特許、若しくは
 - (ii) 所有者が同一であるか若しくは関連している特許、又は
- (c) 本条規則に基づいて手続の併合を要求することが望ましいその他の理由

手続における期限の延長

規則 161 長官は手続における期限を延長することができる

(1) 長官は、手続において情報若しくは書類を提出し又は措置をとるための本規則による所定の期限を次の期間延長することができる。

(a) 延長が当該事情において合理的であることに長官が納得した場合は、3 月を超えない期間、又は

(b) 延長を正当化する真正かつ例外的な事情があることに長官が納得した場合は、長官が指定する 3 月を超える期間

(2) ただし、(1)は、次の事情の何れかにおいては適用されない。

(a) 答弁書を提出するための期限が規則 103(2)に基づいて既に延長されている場合

(b) 規則 152(1)(a)にいう種類の異議申立書を提出するための所定の期限に関する場合

(c) 長官の裁量権の行使前の法律第 208 条に基づく聴聞の請求を提出するための規則 154(3)による所定の期限に関する場合

(d) 延長請求が提出される前に、情報若しくは書類を提出し又は措置をとるための期限が既に満了している場合

(3) 延長は、情報若しくは書類を提出し又は措置をとる者及び手続のその他の当事者に通知することにより認められ、長官が適切と考える条件によることができる。

(4) (1)(a)に基づいて 2 以上の延長を認めることができる。ただし、それらの延長の合計期間が 3 月を超えないことを条件とする。

(5) (1)(b)に基づく延長は、当該期間が(1)(a)に基づいて既に延長されている場合にも認めることができる。

例

R は、法律第 92 条に基づく特許付与に対する異議申立書を提出することを希望している。R は、本条規則に基づく異議申立書を提出するための期限の延長を申請することができないが、R は、第 3 部に基づく延長を申請することができる(規則 93(2)参照)。

特許出願人 S は、本条規則に基づいて、答弁書を提出するための期限の延長を申請することができる。S は、第 5 部に基づく期限の延長を申請することができない(規則 147(2)(b)参照)。

証拠

規則 162 証拠は提出された事項に制限される

手続の当事者は、当該当事者又は手続のその他の当事者により提出された事項に関する証拠のみを手続において提出することができる。

手続及び証拠の要件

規則 163 長官の使用のための書類の提供

(1) この部が適用される手続において又は当該手続に関連して提出された陳述書若しくは証拠において言及されたニュージーランドの明細書以外の情報又は書類の写しは、長官が別途指示しない限り、提出しなければならない。

(2) 外国語の明細書その他の書類が言及された場合、当該明細書又は書類の認証済翻訳文を提出しなければならない。

規則 164 書類を提出する当事者は相手方当事者に書類の写しを送付しなければならない

(1) この部が適用される手続において情報又は書類(証拠を含む)を提出する当事者は、当該情報又は書類の写しを、可能な限り速やかに相手方当事者及び手続参加当事者に送付しなければならない。

(2) ただし、秘密情報を含む手続において提出された情報又は書類(証拠を含む)の写しは、当事者間で合意されたように又は合意に達することができない場合は、長官が指示する方法により、相手方当事者及び手続参加当事者に送付しなければならない。

(3) (2)に拘らず、2006年証拠法第2部により認められた秘匿特権の対象となる情報又は書類を相手当事者に送付してはならないことについて、当事者は合意することができ又は長官は指示することができる。

規則 165 期限後の証拠提出

(1) 手続の当事者は、所定の期間後に証拠を提出してはならないが、ただし、当事者が長官に対しその提出の許可を申請しており、かつ、長官がそれを認めた場合はこの限りでない。

(2) 長官は、次の場合に限り、証拠の提出を認めることができる。

(a) 証拠の提出を正当化する真正、かつ、例外的な事情があると長官が考える場合、又は

(b) 証拠をより早く提出することができなかつた場合

(3) 本条規則において、本条規則が適用される手続に関する「所定の期間」とは、証拠又は証拠の種類を提出しなければならない本規則に定める期限を意味する。

規則 166 期限後に証拠を提出する許可を求める申請

(1) 期限後に証拠を提出する許可を求める申請は、次のとおりでなければならない。

(a) 書面によること、

(b) 許可を申請する当事者が署名すること、及び

(c) (2)における情報を含むこと

- (2) 当該申請は、次の情報を含まなければならない。
- (a) 証拠の内容及びそれが主たる証拠又は厳格に応答する事項に限定された証拠の何れであるか、
 - (b) 証拠をより早く提出することができなかった理由の説明、及び
 - (c) 当該申請を行うその他の理由
- (3) 長官は、当該申請について相手方当事者に通知しなければならない、相手方当事者は、長官が指定する期間内に長官に意見書を提出することができる。
- (4) 長官は、長官が当該申請に関して下すことを意図する決定について、当事者に通知しなければならない。
- (5) 当該通知は、次のとおりでなければならない。
- (a) 長官が当該申請を拒絶し又は受理することを意図する理由を明記すること、
 - (b) 何れの当事者も聴聞を請求することができる旨を当事者に知らせること、
 - (c) 当事者が聴聞を請求するための通知の日から1月以上の期間を明記すること、及び
 - (d) 当事者が聴聞を請求しなかった場合は、長官が当該期間の終了時に当該申請を決定する旨を当事者に知らせること
- (6) 規則 169(3)が適用される場合を除き、長官は、申請人が請求した場合は、可能な限り速やかに聴聞を開催しなければならない。

規則 167 期限後に主たる証拠の提出が許可された場合に応答証拠を提出する権利

当事者が規則 165 及び規則 166 に基づいて期限後に主たる証拠を提出することを許可された場合、相手方当事者は、手続において期限後の証拠提出が承認される旨を長官により通知された日から1月以内に、厳格に応答する事項に限定された証拠を提出することができる。

規則 168 他の手続からの証拠

- (1) 長官は、手続において、手続の当事者の請求に応じて、当該当事者が先の又は既存の手続において提出した証拠を受理することができる。
- (2) (1)に基づいて提出を受理された証拠は、規則 153(1)(c)を遵守する必要はない。

聴聞

規則 169 聴聞の方式

- (1) 聴聞は、次の何れかとすることができる。
 - (a) 出頭による聴聞、すなわち、本人が直接か、長官が認める通信リンクによるかを問わず、長官の面前への当事者の出頭による聴聞、
 - (b) 意見書による聴聞、すなわち、出頭なしでの当事者が提出した意見書の長官による検討及び手続において提出されたその他の書類の再検討、又は
 - (c) 文書に基づく聴聞、すなわち、手続において提出された書類の再検討
- (2) 当事者は、(3)に従うことを条件として、出頭による聴聞、意見書による聴聞又は文書に基づく聴聞の何れを受けるかを選択することができる。
- (3) 当事者が合理的な理由なしに聴聞に出席せず又は聴聞日に同意しなかったと長官が考える場合は、長官は自己の裁量により、次のことを行うことができる。

- (a) 当該当事者について文書に基づく聴聞を指示すること、
- (b) 当該当事者がその後の手続に参加しないよう指示すること、又は
- (c) 聴聞の請求を取り下げられたものとして扱うこと
- (4) 疑義を避けるために、(3)(a)は、手続のその他の当事者が出頭による又は意見書による聴聞を受けることを妨げるものではない。

規則 170 長官は聴聞の方式等を決定することができる

すべての証拠が提出された後、長官は、通信により又は当事者の聴聞前会議を開催することにより、次の事項を決定することができる。

- (a) 聴聞が必要であるか否か
- (b) 聴聞の方式
- (c) 意見書を提出するための期間
- (d) 聴聞の場所
- (e) 聴聞で検討される訴答書面
- (f) 聴聞を手配するために必要なその他の事項

規則 171 出頭による聴聞についての通知

- (1) 長官は出頭による聴聞の各当事者に対し、聴聞の日付及び場所について、聴聞の日の 1 月以上前に通知しなければならない。
- (2) (1)は、次の場合は適用されない。
 - (a) 当該日付及び場所が聴聞前会議において決定された場合、
 - (b) 当事者が(1)の遵守を免除する場合、又は
 - (c) 長官の意見により、1 月前の通知が緊急性のために実行可能でない場合

規則 172 聴聞手数料

- (1) 聴聞(文書に基づく聴聞以外)を請求する各当事者は、附則における聴聞の請求に係る手数料(聴聞手数料)を納付しなければならない。
- (2) 聴聞手数料は、次のとおり納付しなければならない。
 - (a) 出頭による聴聞の場合は、聴聞のために設定された日の 10 就業日以上前に
 - (b) 意見書による聴聞の場合は、当事者が意見書を提出する時に
- (3) 規則 154 に基づいて要求される聴聞の場合は、聴聞を求める通知の提出に、聴聞手数料を添えなければならない。
- (4) 長官は、聴聞のために設定された日の 5 就業日以上前に長官が取下げについての通知を受領した場合は、聴聞を取り下げる当事者が納付した聴聞手数料を返還しなければならない。

規則 173 出頭による聴聞の場所

- (1) 1 の当事者がウェリントンに居住し又は主たる事業所を有する場合、聴聞は、ウェリントン又は全当事者及び長官が聴聞の場所として合意したニュージーランドの場所(ある場合)において開催しなければならない。
- (2) その他の場合は、長官は、聴聞が開催される場所を決定しなければならない。
- (3) 長官は、関係当事者に対し、ウェリントン以外の場所において聴聞を開催する際の長官

の費用を納付するよう要求することができる。

規則 174 出頭による聴聞の実施

- (1) 長官は、出頭による聴聞を実施しなければならない方法を決定しなければならない。
- (2) 公衆は、長官が適切でない旨を決定しない限り、出頭による聴聞に出席することができる。

費用

規則 175 費用

当事者に費用を裁定すべきか否かを決定する上で、長官は、手続が開始される前に手続を開始した当事者が(場合により)出願人又は特許権者に手続を回避するための措置を講じる合理的な機会を与えていれば、手続が回避されたか否かを検討することができる。

第7部 経過規定

規則 176 1954年特許規則の改正

- (1) 本条規則は、1954年特許規則を改正する。
- (2) 規則2の後に、次を挿入する。

「規則 2A 移行の目的での本規則の適用

- (1) 本規則は、2014年9月13日以後、2013年特許法第5部第6章に規定する場合に限り継続して適用される。
- (2) 第30部は、2014年特許規則が制定されなかったものとして継続して適用される。」

規則 177 対応する事項への法定言及に関する経過規定

法律第8条(2)における他の特許出願への言及は、同条に基づいて先行技術ベースを決定する目的で、1953年特許法に基づいて行われた特許出願を含む。

附則 1 AA 経過、保留及び関連規定(略)

附則 1 手数料及び料料

第 1 部 法律及び規則に基づく事項

法律の条	手数料	額 (NZ\$) (GST 含まず)
第 20 条 (2)	完全明細書の提出日の第 4, 第 5, 第 6, 第 7, 第 8 及び第 9 周年日に納付期限が到来する更新手数料	200
第 20 条 (2)	完全明細書の提出日の第 10, 第 11, 第 12, 第 13 及び第 14 周年日に納付期限が到来する更新手数料	450
第 20 条 (2)	完全明細書の提出日の第 15, 第 16, 第 17, 第 18 及び第 19 周年日に納付期限が到来する更新手数料	1000
第 21 条 (2) (c)	更新手数料の納付期間を延長する請求について納付すべき料料	100
第 32 条	仮明細書を添付した特許出願	100
第 32 条	完全明細書を添付した特許出願 (条約出願を含む)	250
第 35 条 (1)	完全明細書の提出日の第 4 周年日及びその後の各周年日に納付期限が到来する維持手数料であって、当該手数料を規則 9(1) (a) による所定の期間内に納付する場合	200
第 35 条 (1)	完全明細書の提出日の第 4 周年日及びその後の各周年日に納付期限が到来する維持手数料であって、当該手数料を規則 9(1) (b) による所定の更なる期間内に納付する場合	300
第 40 条	受理前の完全明細書の出願人による補正 (法律第 65 条又は第 97 条に基づいて長官が発行する報告書において提起された異論に応答する場合以外)	150
第 64 条, 第 94 条, 第 95 条	審査又は再審査の請求	750
第 64 条	規則 11A(1) (c) による超過クレーム手数料であって、25 を超えた 5 番目のクレーム毎	120
第 85 条 (3)	受理後の完全明細書を補正する許可を求める請求	500
第 87 条, 第 92 条, 第 116 条 (3), 第 123 条, 第 127 条, 第 202 条 (4)	異議申立	350
第 112 条 (1)	特許を取り消す申請	350
第 117 条 (2), 第 125 条 (2)	特許又は特許出願の回復を求める請求	600

第2部 特許協力条約

法令/条約上の根拠	手数料	額 (NZ\$) (GST 含まず)
国際段階 PCT 規則の規則 14.1	出願人が国際出願を提出してから1月以内に長官に 納付すべき各国際出願に係る送付手数料	180
国内段階 法律第46条	PCT 出願の国内段階への移行を求める申請(完全明 細書を添付した特許出願として扱われる)	250